資料２

旭市海業推進事業計画(案)

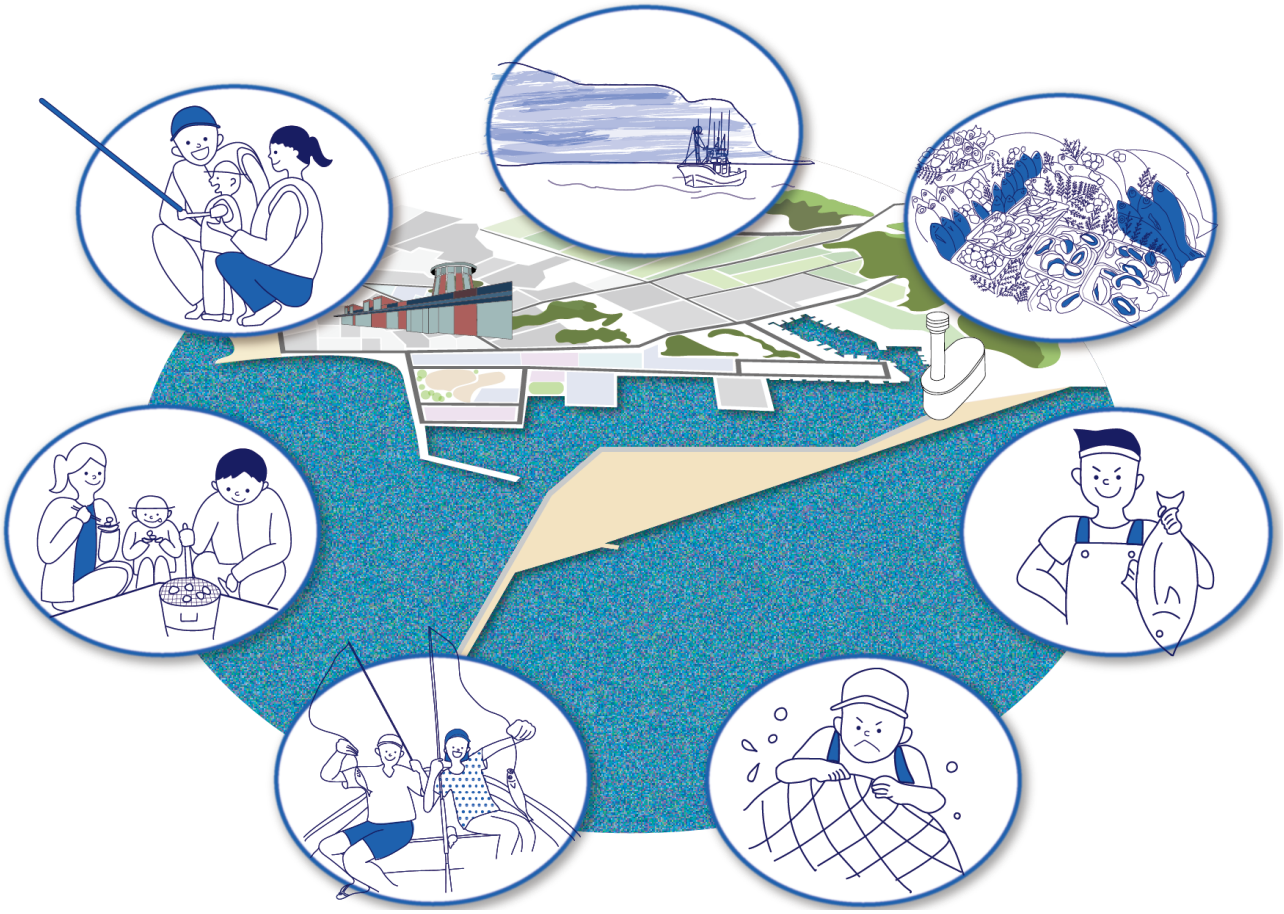

2026(令和８)年３月

旭 市

目 次

第１章 旭市海業推進事業計画について 1
1.1 計画策定の趣旨 1
1.2 計画の目的 2
1.3 対象地域および対象漁港の概要 3
第２章 地域および対象漁港の概況 5
2.1 地域の概要 5
2.1.1 自然的特性（地域特性） 5
2.1.2 社会的特性 7
2.1.3 経済的特性（産業構造） 10
2.1.4 漁業・水産業の特性と課題 11
2.1.5 観光業の特性と課題 16
2.2 対象漁港の概況 19
2.2.1 地理的条件 19
2.2.2 法的条件 25
第３章 計画策定に向けた現状・意向調査 29
3.1 アンケート調査（市民・市内事業者・市内高校生・漁業者） 29
3.1.1 調査概要 29
3.1.2 主な調査結果 ※調査結果の詳細は資料編に記載 30
3.2 ヒアリング調査（漁業者） 32
3.2.1 調査概要 32
3.2.2 主な意見 33
3.3 サウンディング調査（企業等） 34
3.3.1 調査概要 34
3.3.2 主な意見 35
3.4 課題と対応策の方向性 37
3.4.1 飯岡漁港における現状と課題 37
3.4.2 課題への対応策 38
第４章 旭市海業推進事業計画 39
4.1 本計画のビジョン等 39
4.1.1 想定する人物像による現状と課題とその対応策の再整理 39
4.1.2 本計画のビジョン・コンセプト・方針 40
4.2 整備方針 41
4.2.1 導入する機能 41
4.2.2 整備の優先順位 41
4.2.3 空間整備の考え方（ゾーニング） 42
4.3 導入機能（ハード） 47
4.3.1 複合施設 優先度：高 47
4.4 導入機能（ソフト） 50

4.4.1 開発前のイベント等（マルシェ等） 優先度：高 50
4.4.2 体験・交流スペース 優先度：高 51
4.4.3 クルージング 優先度：中 53
第 5 章 実施に向けたスケジュール 55
5.1 海業推進事業における想定スケジュール 55
第 6 章 実施に向けた推進体制 56
6.1 公民での連携した体制づくりを行うにあたって 56
6.2 推進体制案について 57
6.2.1 推進体制の方針案 57
6.2.2 生涯活躍のまち・あさひ形成事業の「おひさまテラス」が供用されるまで 57
6.2.3 生涯活躍のまち・あさひ形成事業における推進体制 58
6.2.4 推進体制案（着工後の運営） 59

【資料編】

資料編１　旭市海業推進事業計画の策定
（1）旭市海業推進地域協議会委員名簿（令和７年度）
（2）旭市海業推進事業計画策定の経過
資料編２　市民・市内事業者・市内高校生・漁業者へのアンケート調査
（1）アンケート調査概要
（2）市民アンケート調査結果
（3）市内事業者アンケート調査①結果
（4）市内事業者アンケート調査②結果
（5）市内高校生アンケート調査結果
（6）漁業者アンケート調査結果
資料編３　ヒアリング調査（漁業者）
（1）調査概要
（2）発言内容一覧
資料編４　サウンディング調査（企業等）
（1）調査概要
（2）発言内容一覧
資料編５　海業（うみぎょう）について
（1）海業の推進による地域のにぎわい創出・漁業の持続的な振興
（2）水産庁による漁港施設等活用事業制度の創設

第1章　旭市海業推進事業計画について

1.1　計画策定の趣旨

漁村地域では、人口減少や高齢化が全国の平均を上回る速さで進行し、地域の活力低下が課題となっている。一方、漁村の交流人口は約 2,000 万人にのぼり、大きなポテンシャルを有している。こうした状況を踏まえ、我が国および千葉県では、漁村の賑わい創出に向けた取組として「海業（うみぎょう）」の推進を掲げ、漁村の活性化や漁業の持続的な振興を進めている。

千葉県北東部に位置する本市は、九十九里浜や屏風ケ浦に面し、古くから漁業が盛んな地域である。当該地域には、千葉県が管理する県営飯岡漁港（第 1 種漁港、以下、飯岡漁港または対象漁港という）が立地しており、九十九里沿岸を代表する漁港の一つとなっている。また、飯岡漁港は、沖合・沿岸漁業の拠点として機能しており、イワシ、ハマグリ、シラウオなど多様な水産物が水揚げされ、県内有数の漁獲量を誇るとともに、地域の水産業や食文化を長年にわたり支えてきた。

しかし近年は、全国的な漁業就業者の減少や高齢化に加え、気候変動に伴う水産資源の変動や漁獲量の減少などにより、漁業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。このため、持続可能な漁業経営の確立と、次世代の担い手の育成・確保に向けた取組が求められている。

一方で、飯岡地域は、九十九里浜や屏風ケ浦、刑部岬などの観光資源を有し、首都圏や成田空港からのアクセスにも恵まれた地域である。釣りやサーフィン等のレジャー利用に加え、自然景観を活かした観光や水産資源を活用した体験型観光への期待も高く、地域活性化に向けた高い潜在力を備えている。

こうした背景を踏まえ、飯岡漁港を核とした交流人口の更なる拡大を図り、観光消費や地域経済の活性化に寄与するとともに、水産物の高付加価値化や漁業者の所得向上につなげる「海業」の取組を推進していくことが重要である。

なお、本計画の対象となる飯岡漁港は、千葉県が管理する第 1 種漁港であることから、事業の実施にあたっては、千葉県と十分な協議・調整を行いながら進めていく必要がある。

写真 1-1　飯岡刑部岬展望台から見た飯岡漁港

1.2 計画の目的

本市では、2023 年度の漁港漁場整備法等一部改正により、漁港施設の利用に係る規制緩和が行われたことを契機に、対象地域での海業を推進し、未活用の地域資源の利用を図るため、2024 年度に「旭市海業推進地域協議会」（以下「協議会」という）を設置した。

また、まちづくりの総合的な指針である「旭市総合戦略」においても、「飯岡漁港活用（海業推進）」を掲げ、飯岡漁港での海業への取組を推進することにより、多くの人々が漁港を訪れ、さまざまな体験や交流を通じた水産業への理解促進や水産物の消費拡大を図り、地域活性化につなげることとしている。

本計画は、対象地域の自然環境や観光・農業などの多様な地域資源を生かしつつ、民間活力の導入による飲食・物販施設の整備、漁業体験、マリンレジャー等の取組を推進することで、漁業者の所得向上および地域全体の活性化を図ることを目的とする。

図 1-1 本計画の位置付け

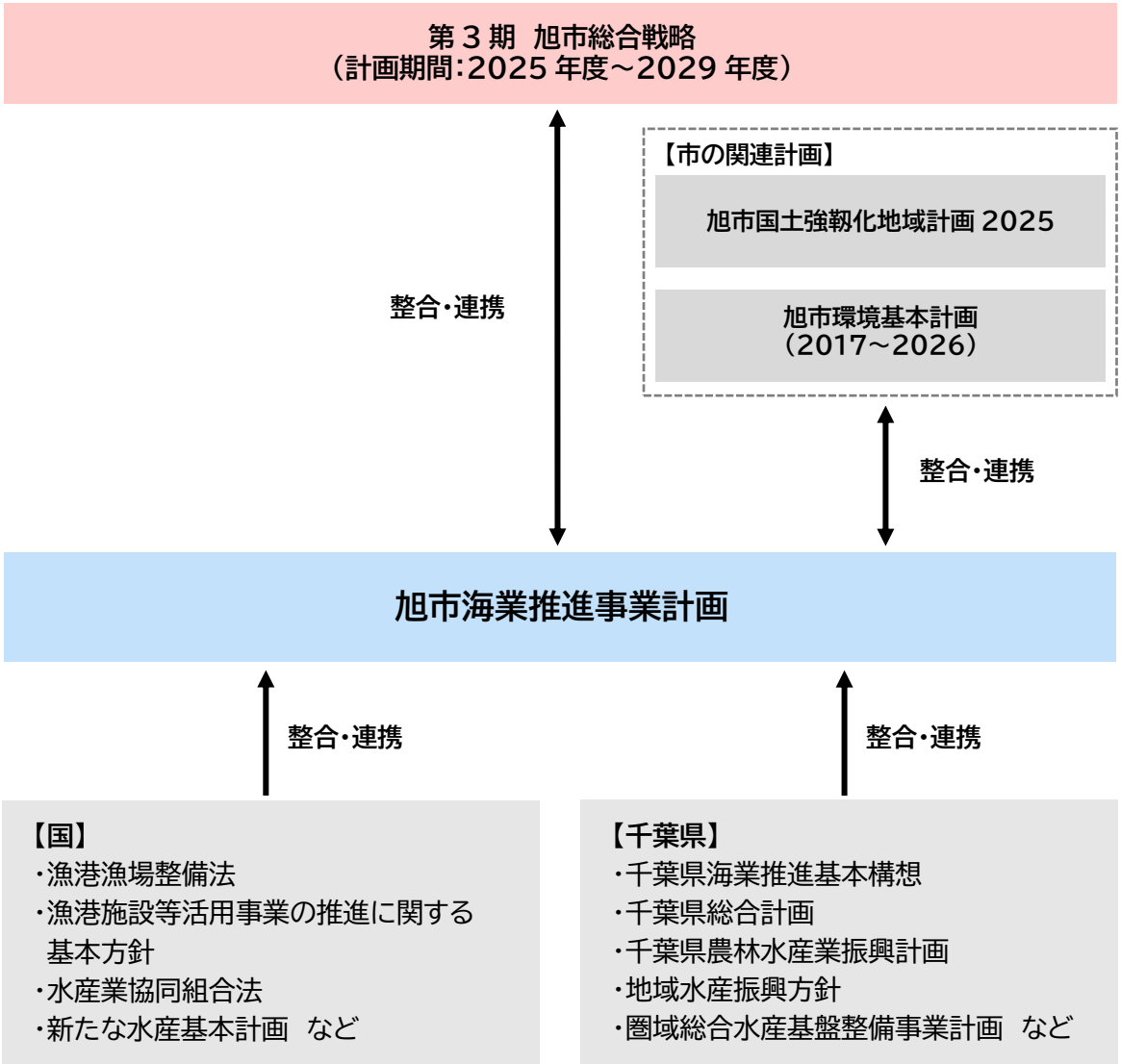

1.3 対象地域および対象漁港の概要

<u>対象地域</u> ： 千葉県旭市飯岡地域

<u>対象漁港</u> ： <u>飯岡漁港</u>(第１種漁港)

図 1-2 対象地域(飯岡地域)の位置

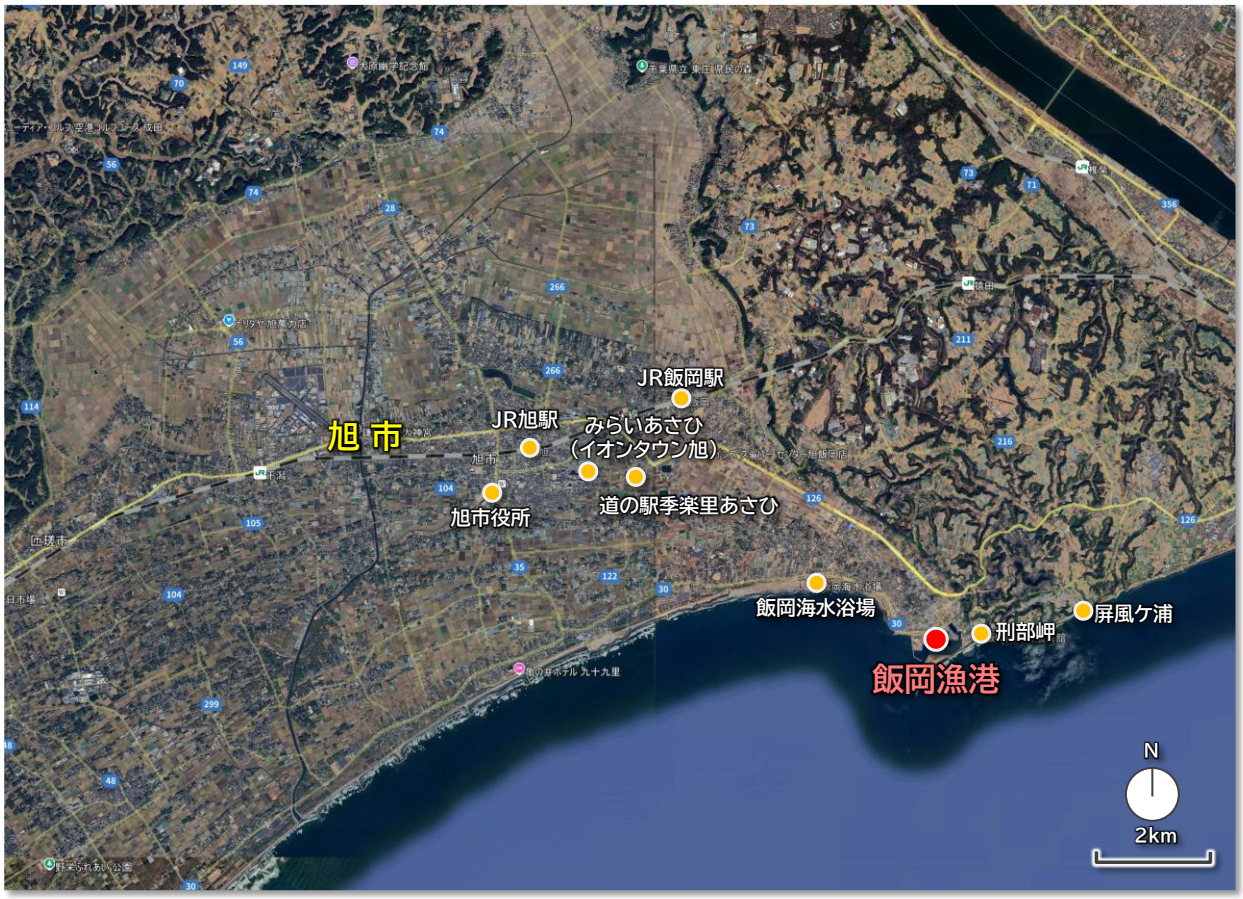

表 1-1 対象漁港(飯岡漁港)の基本情報

所在地	千葉県旭市下永井
漁港種別	第 1 種漁港（漁港管理者:千葉県）
漁港区域面積	54.3ha（計算値）
管轄漁協	海匝漁業協同組合（旭市・匝瑳市・横芝光町の漁業者で構成）
都市計画	用途指定なし
漁港利用状況	・遊漁船・釣船利用者数:2023 年・年間約 3 万人（遊漁船業者ヒアリング） ・いいおかみなと公園利用者数:2023 年・年間約 15 万人 （令和 5 年千葉県観光入込調査報告書）
周辺概況	・漁港東側の海岸線には屏風ケ浦と呼ばれる海食崖があり、高さ約 40～50m の断崖が約 10km にわたって連なっている。 ・対照的に漁港の西側は、竜王岬を境として九十九里の砂浜域となっている。

図 1-3 対象漁港(飯岡漁港)の航空写真・全景

第2章　地域および対象漁港の概況

2.1　地域の概要

2.1.1　自然的特性（地域特性）

（1）地勢概要（位置・地勢）

本市は千葉県北東部に位置し、千葉市から約 50km 圏、都心から約 80km 圏、成田空港から約 25km 圏にある。市域は東西約 17.7km、南北約 13.5km で、総面積は 130.47km²である。

市の南部は九十九里浜に面し、砂浜と保安林の松林が連なる良好な景観を有している。また、市の東部に位置する屏風ケ浦は、断崖絶壁が連なる風光明媚な景勝地として知られている。

一方、市の北部には、「干潟八万石」と称される穀倉地帯や、なだらかな丘陵地である北総台地が広がっている。台地下に広がる水田地帯は、重要な農業基盤であるとともに、本市を特徴づける田園景観を形成している。

図 2-1　本市の位置

（2）気象（気温・降水量）

本市の年平均気温は、直近 30 年（1994～2023 年）の平均で 17.9℃であり、比較的温暖な気候条件にある。また、過去 100 年（1924～2024 年）の年平均気温の推移を見ると、年ごとの変動はあるものの、長期的には上昇傾向を示しており、約 100 年前と比較して 2.9℃上昇している。

図 2-2 本市の気温（最高・平均・最低）および降水量（2024 年）

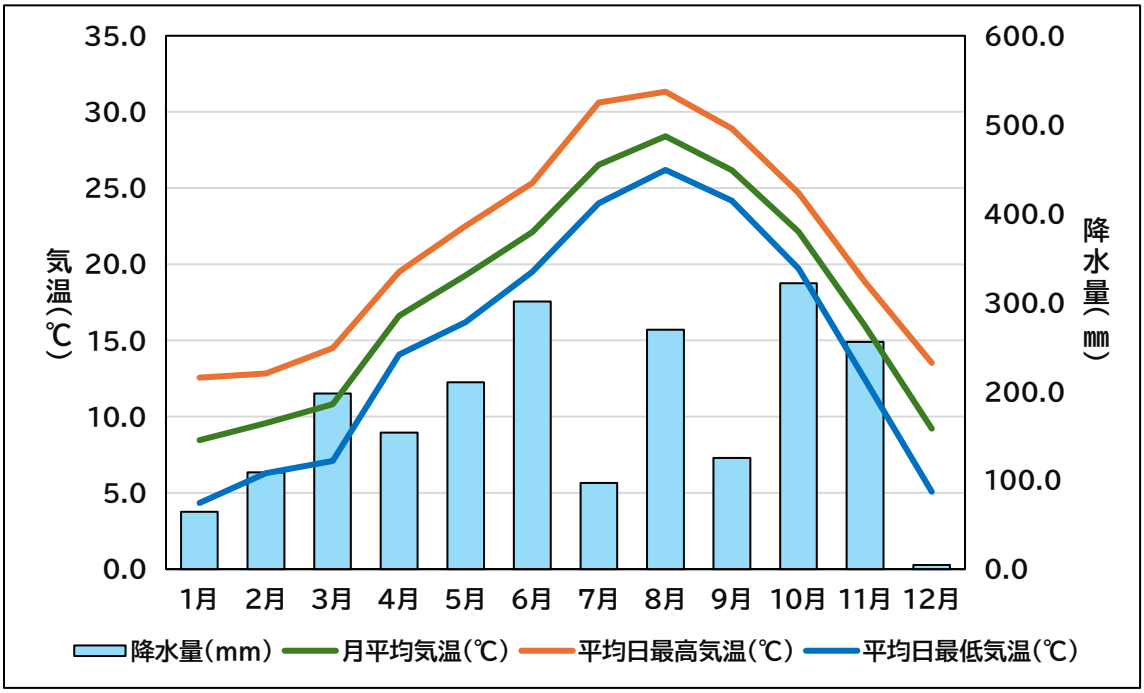

注）観測場所：銚子地方気象台

出典：「銚子地方気象台観測データ」（気象庁 HP）より作成

図 2-3 本市の年平均気温の推移 過去 100 年間（1925 年～2024 年）

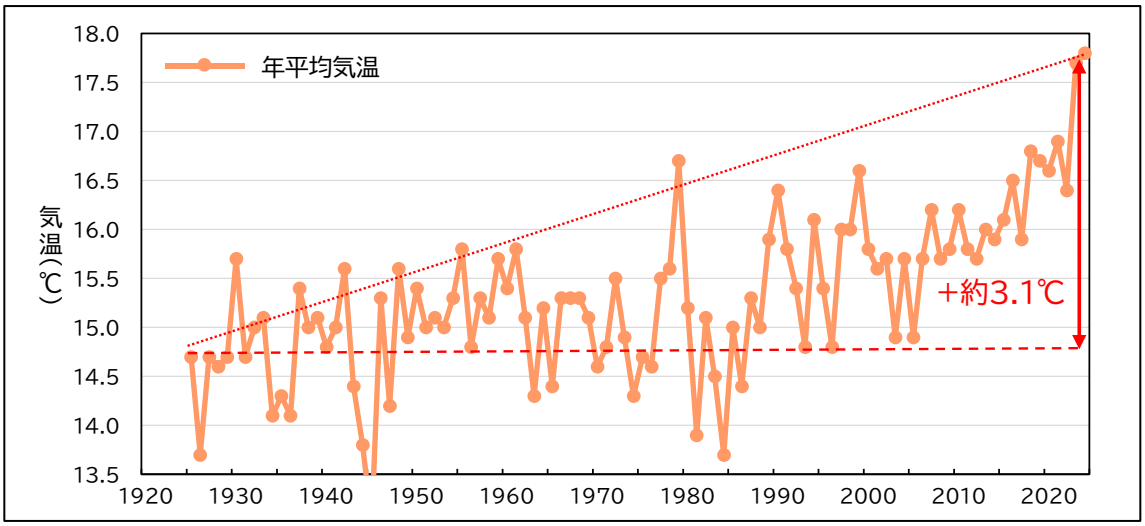

注）観測場所：銚子地方気象台

出典：「銚子地方気象台観測データ」（気象庁 HP）より作成

2.1.2 社会的特性

(1) 人口・世帯数

2025 年 12 月時点における本市の人口は、61,098 人、世帯数は 27,592 世帯である。

過去 10 年間では、人口は減少傾向が続いており、5,602 人(約 8.3%)減少している。一方、世帯数は 1,906 世帯(約 7.5%)増加している。

また、1 世帯当たりの世帯人員についても減少傾向が続いており、単身世帯(未婚世帯や高齢者単身世帯)の増加や核家族化の進行がうかがえる。

図 2-4 本市の人口および世帯数の推移 過去 10 年間(2015 年～2024 年)

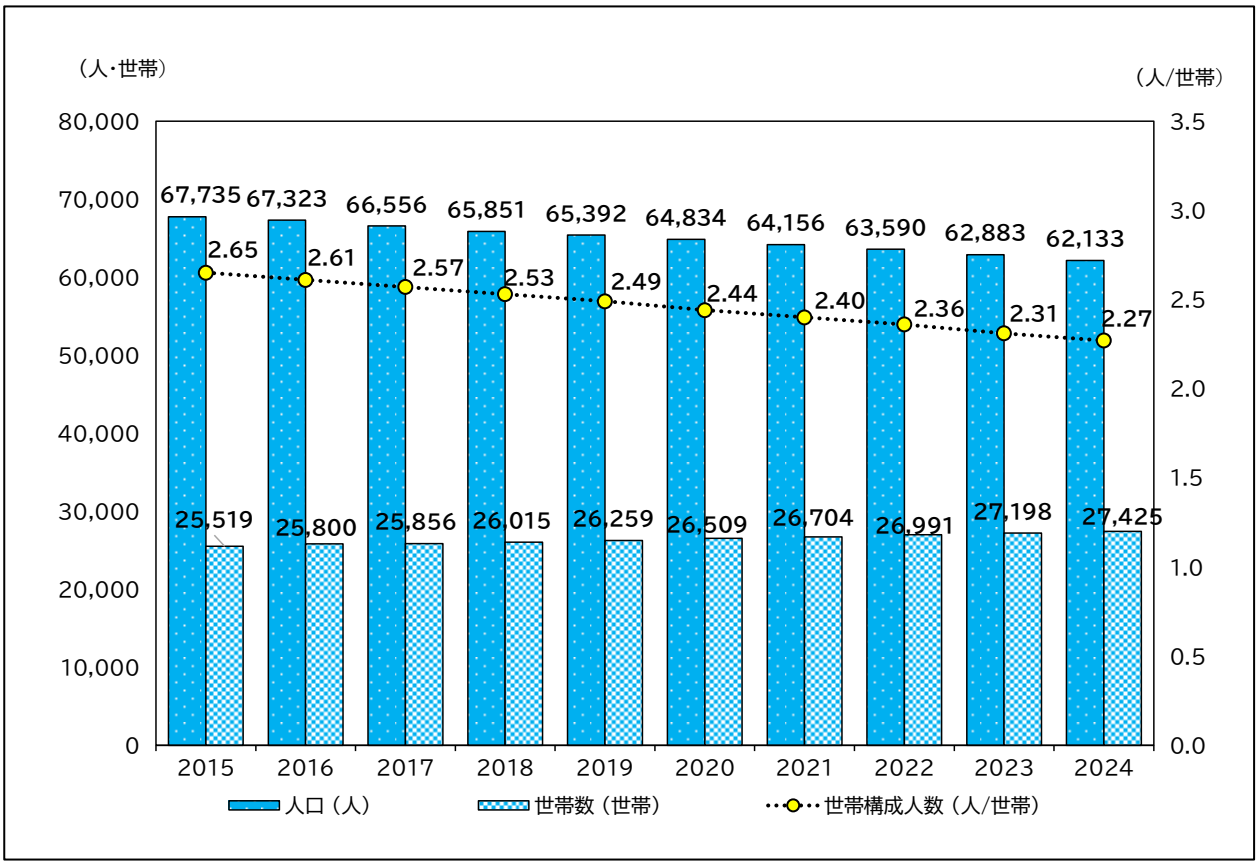

出典:「統計あさひ(令和元年版～令和 6 年版)」(旭市)より作成

国勢調査によると、本市の総人口は、都市部への人口流出などを背景に、2005 年の市施行時における 71,382 人をピークとして、その後は減少傾向が続いている。

また、国立社会保障・人口問題研究所による 2023 年推計では、2045 年には総人口が 5 万人を下回ると予測されている。

年齢 3 区分別人口を見ると、年少人口(0～14 歳)および生産年齢人口(15～64 歳)に加え、老年人口(65 歳以上)についても、2025 年をピークに減少へ転じると推計されている。一方、総人口の減少率が老年人口の減少率を上回ることから、高齢化率は今後も一貫して上昇すると見込まれている。

図 2-5 本市の人口推移

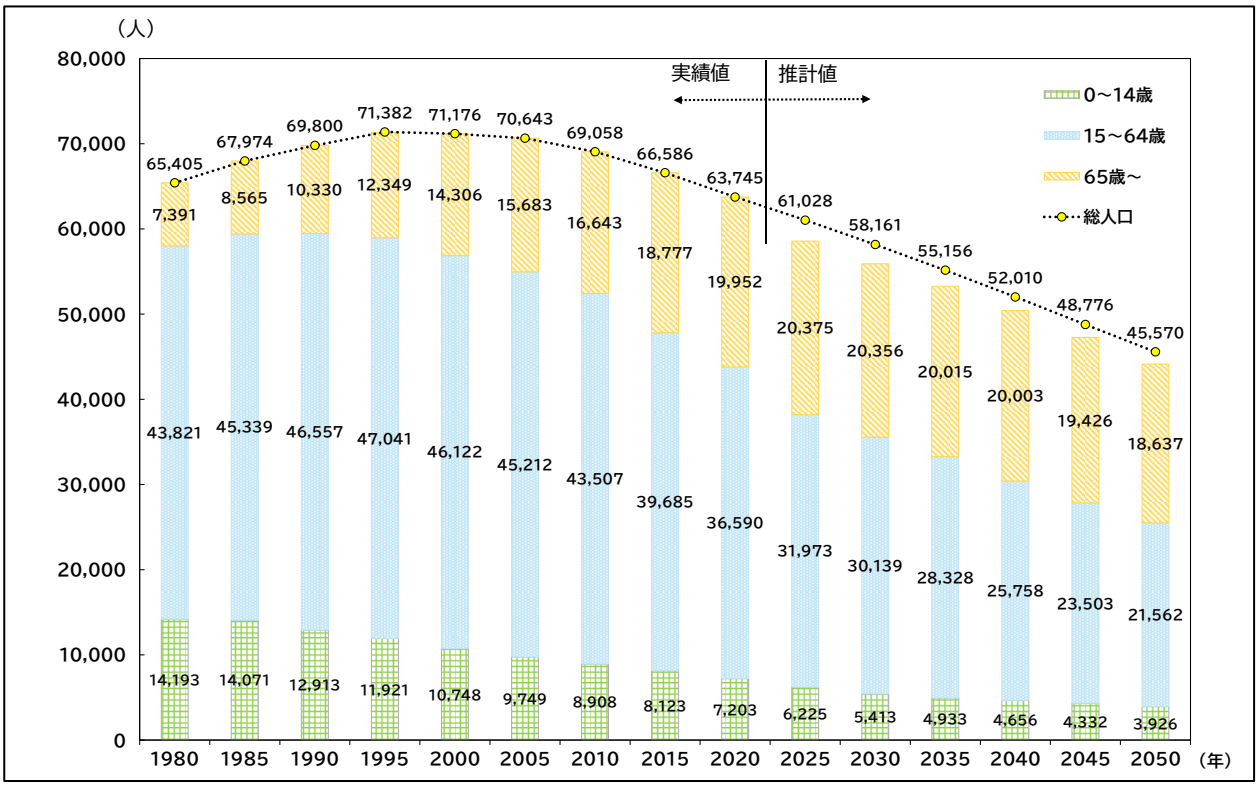

出典:1980 年～2020 年データについては、「国勢調査」(総務省統計局)
2025 年以降については、「日本の地域別将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所)より作成

（2）土地利用

本市は平野部が広がる地形を有しており、市内の土地利用は、約 54%が田畑、約 5%が山林、約15%が宅地となっている。

また、農業・畜産業・漁業を中心とした第一次産業が地域経済を支えており、市域の半分以上を農地が占めるなど、農業を基盤とした土地利用が特徴である。

図 2-6 本市の土地利用（2024 年）

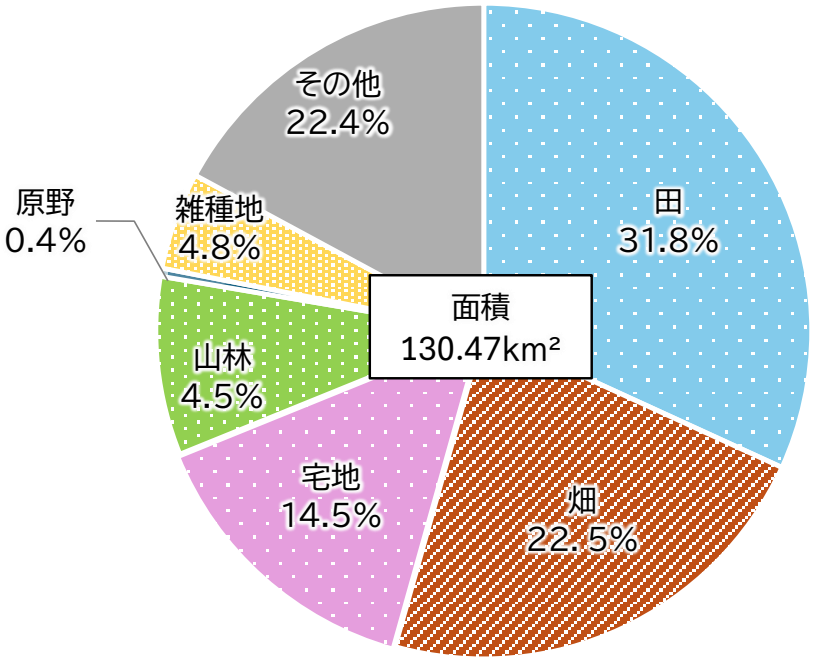

出典：「統計あさひ（旭市統計書）令和 6 年版」（旭市）より作成

2.1.3 経済的特性（産業構造）

（1）本市経済の特徴と地域経済循環の状況

地域経済循環分析※によると、本市で生み出される 2020 年度の付加価値（地域内総生産）は 1,757 億円である。消費や企業活動を通じて所得の市外流出が大きく、市内で十分に経済が循環していない構造にある。

注）環境省の地域経済循環分析 WEB ツール：環境省地域循環共生圏運営事務局が公開する WEB 分析ツール。地域のお金の流れを見える化し、地域を強くするための課題と可能性を探るためのツールである。

（2）産業構造の中での水産業の位置づけ

2020 年における本市の付加価値 1,757 億円のうち、「保健衛生・社会事業」が 255 億円、「農業」が 194 億円を占めており、これらの産業が本市内で多くの所得を生み出している主要産業である。一方、水産業が生み出す付加価値は 5 億円と全体の約 0.3%にとどまっており、産業全体の中でその規模は小さい。

しかしながら、水産業は「保健衛生・社会事業」、「宿泊・飲食サービス業」、「食料品」といった、市内において付加価値規模の大きい産業を主な販売先としており、地域経済の中でこれらの産業と結びつく位置にある。

このことから、水産業は単体では付加価値規模が小さいものの、他の産業との取引関係を通じて地域経済と関連している産業であると言える。今後、水産物の高付加価値化や域内供給の拡大等により水産業の付加価値が拡大した場合、取引先である市内主要産業における域内調達の増加を通じて、地域内の経済循環の強化に寄与する可能性を有している。

図 2-7 本市の産業別付加価値額（2020 年）

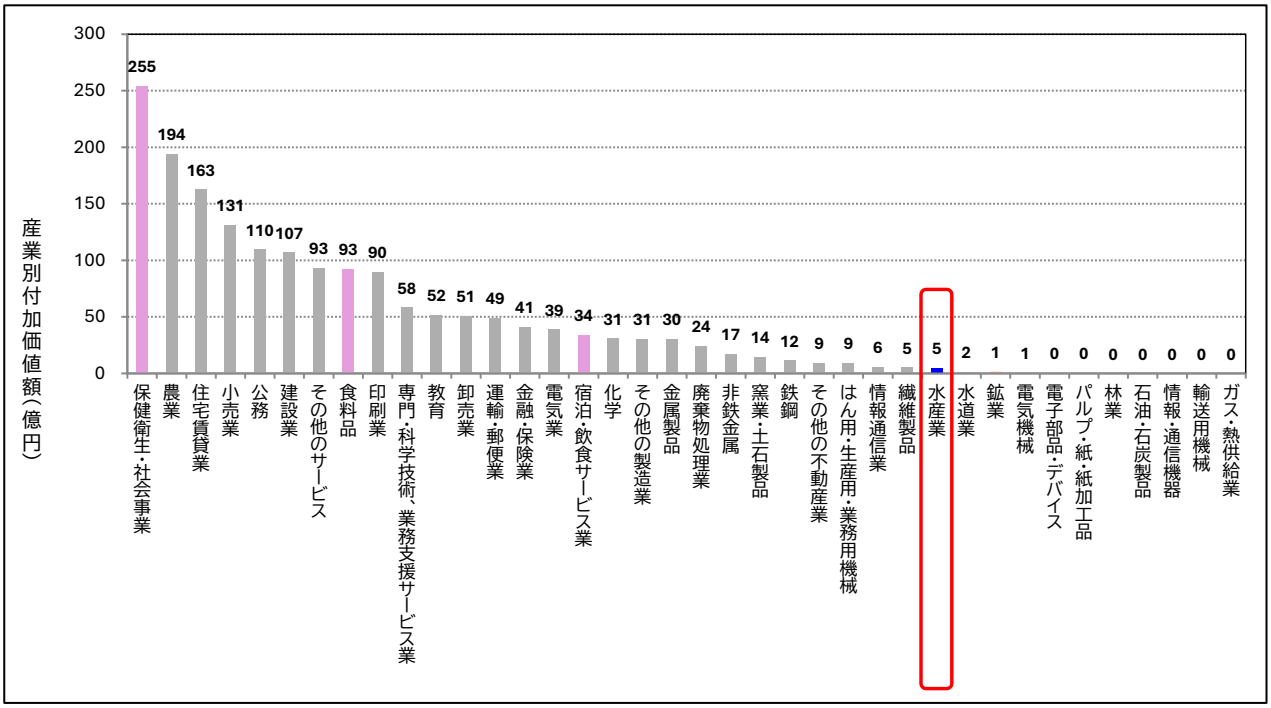

出典：「国民経済計算」、「県民経済計算」、「産業連関表」、「国勢調査」（2020 年）より作成

2.1.4 漁業・水産業の特性と課題

(1) 対象漁港および周辺の漁業権

対象漁港は、千葉県内でも有数の漁獲量を有する漁港であり、イワシを中心とした沿岸漁業に加え、ハマグリやシラウオなどの漁獲が盛んに行われている。

また、対象漁港を拠点とする海匝漁業協同組合は、本市のほか、匝瑳市および横芝光町の２市１町の漁業者で構成されており、広域的な漁業活動が展開されている。

対象漁港の海域には、複数の共同漁業権が設定されており、特に漁港前面から沿岸域にかけては、共第 54 号および共第 55 号の共同漁業権が設定されている。これらの海域では、貝類や甲殻類を対象とした採貝・採捕漁業に加え、底びき網や刺し網などの多様な漁法が展開されている。

図 2-8 対象漁港および周辺の漁業権の設定状況

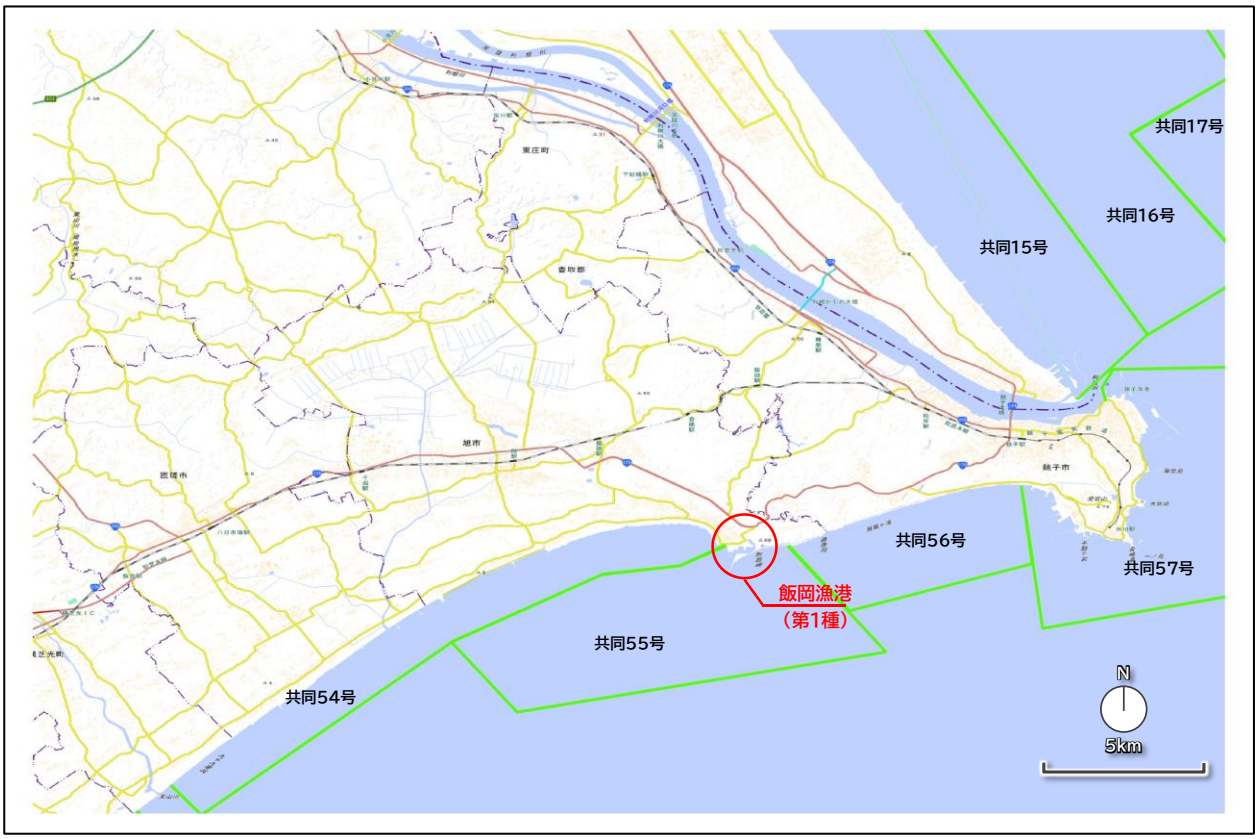

出典:「地理院地図」(国土交通省より作成)

表 2-1 対象漁港および周辺の漁業権の種類・内容

免許番号	種類	名称
共第 54 号	第１種	かき、はまぐり、こたまがい、うばがい、だんべいきさご
	第３種	あじ地びき網漁業
共第 55 号	第１種	かき、いせえび
	第２種	固定式刺し網(雑魚)

出典:「海しる(海洋状況表示システム)」(海上保安庁)

（2）漁獲量（魚種別）・漁獲高

本市の漁獲量および漁獲高は、いずれも年々減少傾向にあり、2023 年の漁獲量は 2005 年と比べて約 30 分の 1 の水準まで減少している。

魚種別にみると、本市ではいわし類の漁獲量が最も多く、次いでぶり類、さば類の順となっている。

図 2-9 本市の漁獲量および漁獲高の推移

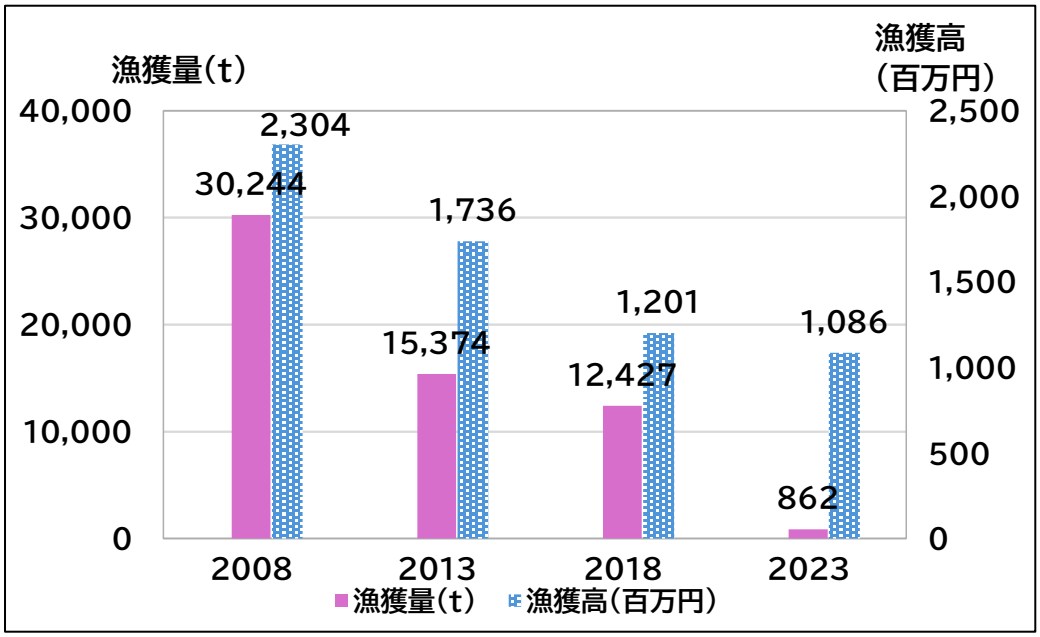

出典：「統計あさひ（旭市統計書）令和 6 年版」（旭市）より作成

図 2-10 魚種別漁獲量の推移（海匝漁業協同組合）

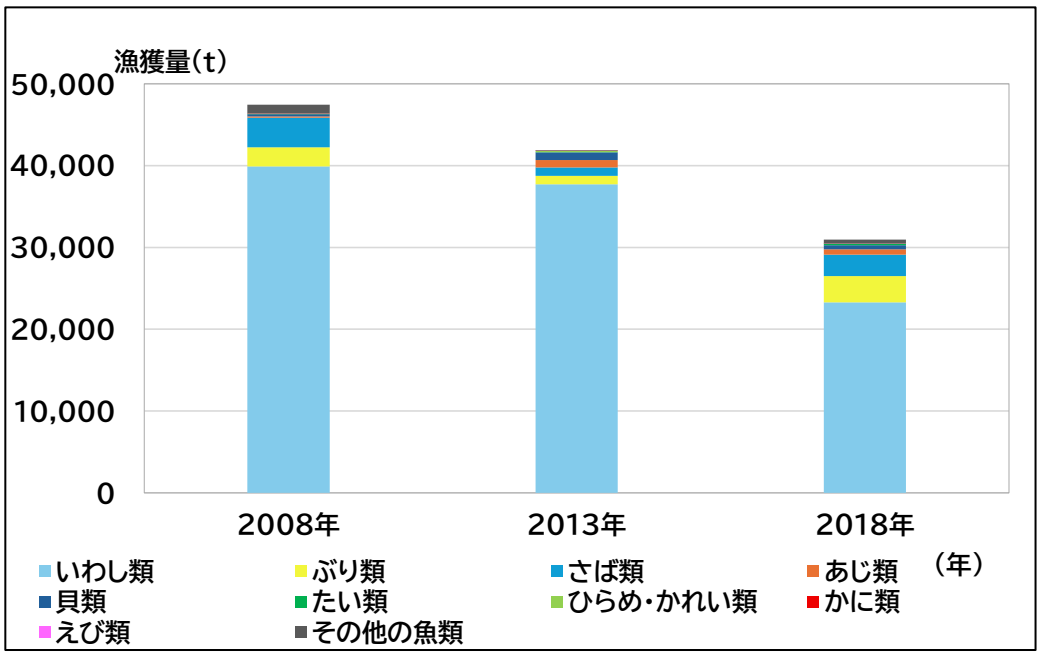

注）1. いわし類はシラウオを含む。
2. 2008 年の漁獲量には未公表値を含み、2013 年 2018 年には未公表値を除く。

出典：「漁業センサス（2008, 2013, 2018）」（農林水産省）より作成

(3) 漁業就業者数および年齢構成

千葉県および海匝地域における漁業就業者数は、2008 年をピークに減少傾向にあり、過去 15 年間で大幅に減少している。特に海匝地域では、2008 年の 394 人から 2023 年には 262 人へと減少しており、漁業就業者数の縮小が顕著である。

市町別にみると、本市は海匝地域(銚子市除く)の中で最も漁業就業者数が多く、いずれの年次においても海匝地域全体の約半数を占めている。

また、年齢構成をみると、30～59 歳および 60 歳以上の就業者が大半を占めており、15～29 歳の若年層は少数にとどまっている。特に 60 歳以上の割合が高く、漁業就業者の高齢化が進行している状況がうかがえる。

図 2-11 海匝地域における漁業就業者数と年齢構成の推移

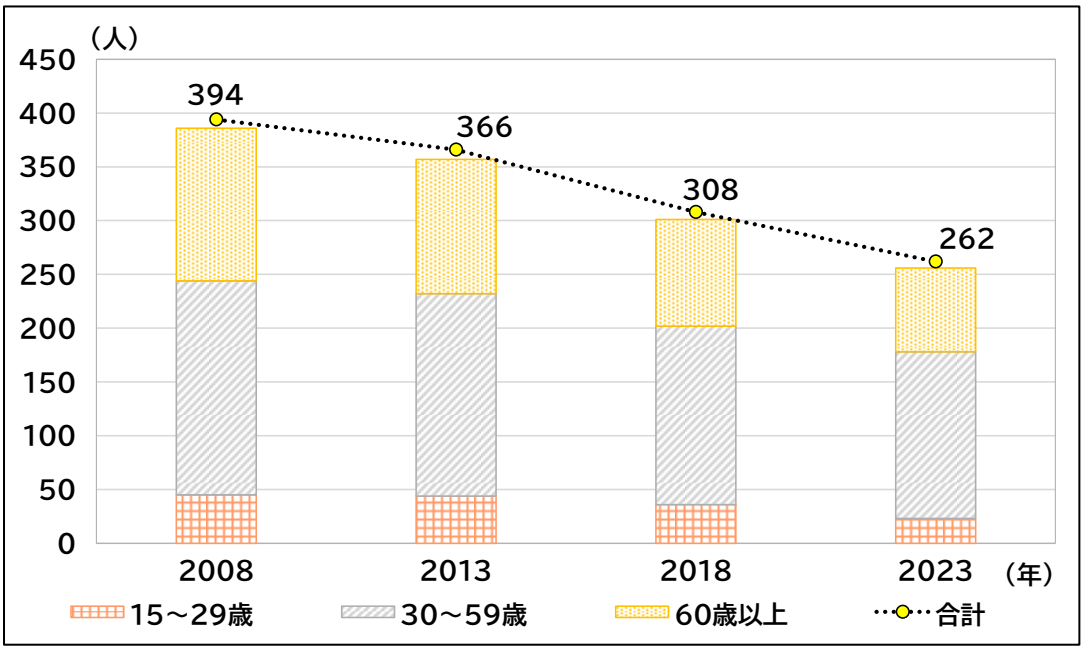

出典:「千葉県統計年鑑」(千葉県)

表 2-2 千葉県および海匝地域における漁業就業者数の推移(過去 15 年間)

単位:(人)

年	千葉県	旭市	匝瑳市	横芝光町	海匝地域計
2008 年	5,916	210	176	8	394
2013 年	4,734	198	159	9	366
2018 年	3,678	159	142	7	308
2023 年	2,672	130	126	6	262

出典:「漁業センサス海面漁業調査(漁業経営体調査) 地域別統計表(2008・2013・2018・2023)」(農林水産省)

（4）漁業種類別漁獲量

本市における漁業種類別の漁獲量をみると、まき網漁業が最も多く、全体の約 9 割を占めている。

また、千葉県内におけるまき網漁業の漁獲量のうち、本市が約 5 割を占めており、県内でも重要な役割を担っている。

表 2-3 千葉県および本市における漁業種類別漁獲量（2019 年）

単位：（t）

漁業種類	千葉県	旭市
遠洋底曳網漁業	－	－
沖合底曳網漁業	831	－
小型機船底曳網漁業	3,165	174
その他の底曳網漁業	－	－
まき網漁業	58,391※	24,470※
棒受網漁業	－	－
その他の敷網漁業	3,577	－
刺網漁業	1,253※	53
一本釣漁業	－	－
いか釣漁業	7※	－
延縄漁業	327※	－
大型定置網漁業	6,168	－
小型定置網漁業	792	－
底建網漁業	322	－
地曳・船曳網漁業	25	7
引縄釣漁業	322	－
その他の釣漁業	1,981	3
採貝漁業	3,558	－
採藻漁業		
養殖業	7,261	－
その他の漁業	424	－
漁獲量合計	134,049	24,707

注）1.「－」は、該当数字なしを示している。
2.「※」は未公表値を除いた値であり、※以外は未公表値を含む。

出典：「海面漁業生産統計調査」（2019 年、農林水産省）

（5）対象漁港で水揚げされる主な魚種

対象漁港は、沖合・沿岸漁業の拠点として機能しており、イワシ、ハマグリ、シラウオなど多様な水産物が水揚げされている。

表 2-4 対象漁港で水揚げされる主な魚種

魚種	生態的特徴
マイワシ	飯岡漁港で水揚げされるマイワシは、最大で SL※1 30cm 前後になり、価格が平均的か、やや高値で推移している。千葉県をはじめとする関東圏で水揚げされるマイワシは「入梅鰯」と呼ばれることがあるが、現在では漁場や漁期が多様化しており、季節や地域を限定せずに水揚げされている。
ウルメイワシ	SL25cm ほどの紡錘形で細長い魚。島根県を中心とした山陰で多くとれるが、太平洋各地でもとれる。干物の原料として考えられることが多く、安価。冬には脂がのっていることもある。
カタクチイワシ	SL10cm 前後の紡錘形で細長い魚。セグロイワシとも呼ばれる。関東での鮮魚の流通は多くないため、あまり安価ではないが、千葉県は全国的にも水揚げ量の多い地域である。なお、シラスは当該魚を含んだ稚魚の総称である。
マアジ	SL40cm 前後の細長くて比較的厚みがない魚。「アジ」のことを言い、年間を通して入荷が多く、大量に水揚げされるために重要な水産物と位置される。産地によってブランドも存在する。
マサバ	SL50cm 前後の紡錘形。日本列島近海に広く生息し、鮮魚以外にも加工品としても重要な産業種であるが、近年は資源の低迷と流通の発達から高値が続いている。産地によってブランドも存在する。
ゴマサバ	TL※2 50cm 前後の紡錘形で細長い。マサバよりも沖合に生息し、温帯域や熱帯域での重要な食用魚として位置づけられている。鮮魚としては安いサバとして知られているが、近年は高級化が進む。
ブリ	TL1m を超える紡錘形の魚。基本的には日本近海に生息しているが、房総半島を主な産卵場としている。大きさによって名前が変わる出世魚として知られ、現在は天然・養殖ともに入荷量が多い。
ヒラメ	TL1m 前後の魚で表が左、裏が右となる肉食魚。沖縄を除いた日本近海に生息し、浅い沿岸域で獲れる。食用魚として知られ、基本的には高級魚であるが、輸入魚、養殖魚の流通が増え、価格が下がっている。
マダイ	所謂一般的な「タイ」であり、SL1m 前後の側扁型の赤い魚。亜熱帯域を除いた日本近海に概ね広く生息し、漁法も多彩で流通量も多い。価値こそ高いが養殖も多く、値段も近年は落ち着いている。
チダイ	SL40cm 前後の大きさで、日本では北海道南部から九州南岸の日本海・東シナ海・太平洋沿岸・瀬戸内海に広く生息する。認知度が低い食用魚だが、年間を通して市場に出回る。
キダイ	SL35cm 前後で、黄色みがかかっているが、全体的に桃色の魚である。房総半島から九州南岸の太平洋沿岸に生息し、マダイより一回り小さい。関東での流通量は少ない。
サワラ(類)	TL1m 前後で、体高が低く、細長い。日本近海で多く見られる重要な食用魚として位置づけられている。成長に伴って名前が変わり、知名度が高い。成長するほど値段が高くなる。
ガザミ(類)	「ワタリガニ」とも呼ばれ、北海道南部から九州にわたって生息する。飯岡漁港ではあまり水揚げ量は多くないが、全体的に高値で取引される。

注)1. SL=標準体長(口先～尾びれの付け根まで)
2. TL=全長(口先～尾びれの先端まで)

出典:「海面漁業生産統計調査」(2019 年、農林水産省)
生態的特徴については「ぼうずコンニャクの市場魚貝類図鑑」(藤原昌高氏 HP)より作成

2.1.5 観光業の特性と課題

（1）観光客数

本市の年間観光客数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年から 2021 年にかけては横ばいで推移したものの、その後は回復基調となり、近年は増加傾向にある。

また、いずれの年においても日帰り客が観光客全体の 8 割以上を占めている。

図 2-12 本市における観光客数の推移（2020 年～2024 年）

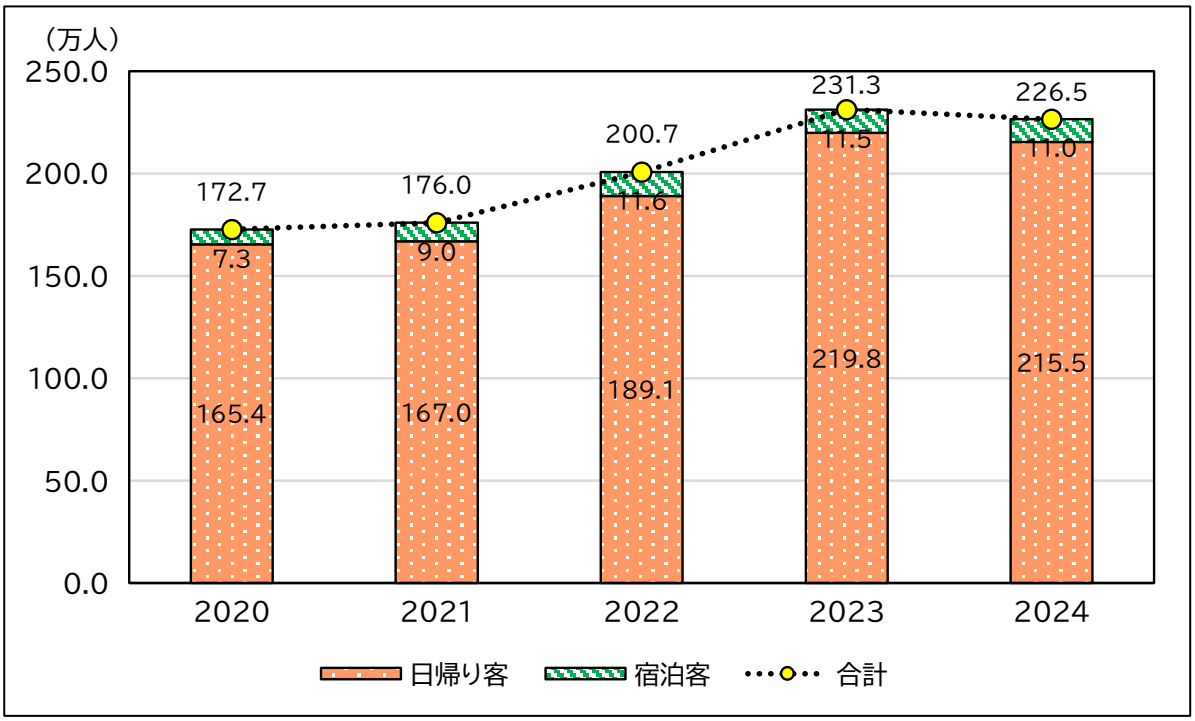

出典：「統計あさひ（旭市統計書）令和 6 年版」（旭市）より作成

（2）観光区分別・観光地点別入込客数

過去 5 年間における本市の観光区分別入込客数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、近年は総数として回復・増加傾向にある。

観光区分別にみると、産業観光の利用者数が最も多く、いずれの年においても全体の約 5～6 割を占めている。また、イベント利用者は過去 5 年間で特に増加しており、これはコロナ禍を経て、2023 年から「旭市いいおか YOU・遊フェスティバル」が本格的に再開されたことが主な要因と考えられる。

一方、観光地点別の入込客数をみると、道の駅季楽里あさひが最も多く、直売所や飲食施設を中心に、地元住民の利用も含めた観光拠点であることがうかがえる。

表 2-5 本市の観光区分別入込客数の推移（2020 年～2024 年）

単位：（千人）

年次	観光地点					行祭事イベント		総数
	自然	文化・歴史	産業観光	スポーツ・レクリエーション施設	温泉	行・祭事	イベント	
2020	227	30	1,116	252	61	38	0	1,727
2021	192	45	1,153	232	82	40	16	1,760
2022	278	46	1,223	278	95	71	16	2,008
2023	295	46	1,281	272	102	55	262	2,313
2024	296	52	1,306	177	98	61	274	2,265

出典：運輸・通信・観光（統計あさひ 令和 6 年版） 58 観光区分別客数

表 2-6 本市の主な観光地点別入込客数の推移（2019 年～2023 年）

単位：（万人）

地点	2019	2020	2021	2022	2023
道の駅季楽里あさひ	120.2	109.9	113.4	120.0	125.8
飯岡刑部岬展望館～光と風～	27.2	22.7	19.2	27.8	29.5
いいおかみなと公園	14.6	14.0	14.7	13.8	13.8
飯岡～中谷里海岸（サーフィン）	－	8.2	4.9	9.8	－
鎌数伊勢大神宮	－	3.0	4.6	4.6	－
旭市七夕市民まつり	9.5	－	－	0.9	11.5
いいおか YOU・遊フェスティバル	9.5	－	－	0.1	10.1

注）客数が不明な地点については「-」で示している。

出典：千葉県観光入込調査報告書（令和元年度～令和 5 年度）（千葉県）

表 2-7 本市の年間イベントスケジュール

月	イベント	スポーツ	寺社	体験
1月			・西宮神社例大祭	
2月		・旭市飯岡しおさいマラソン大会	・水神社永代大御神楽	
3月			・熊野神社の神楽 ・鎌数の神楽	
4月	・袋公園桜まつり			
5月	・ヘラブナ釣り大会			・幽学の里 米づくり交流事業
6月	・ぽるぽろ（日本一身近な海づくり推進事業）			
7月	・サマーフェスタin矢指ケ浦		・太田のエンヤーホー	・幽学の里 米づくり交流事業 ・地曳き網体験
8月	・旭市七夕市民まつり			・地曳き網体験
9月	・ぽるぽろ（日本一身近な海づくり推進事業） ・あさひのまつり			・幽学の里 米づくり交流事業
10月	・旭市いいおかYOU・遊フェスティバル（海浜花火大会）	・あさひスポーツフェスティバル		・幽学の里 米づくり交流事業
11月	・ヘラブナ釣り大会 ・あさひオータムジャンボリー ・ぽるぽろ（日本一身近な海づくり推進事業） ・あさひ寄席	・黒虎相撲		
12月	・スターライト☆ファンタジー ・旭市民駅伝大会			
10～1月	・あったかグルメ＋スイーツまつり			
1～12月				・陶芸体験 ・釣船乗船

出典：旭市観光サイト（旭市）

2.2 対象漁港の概況

2.2.1 地理的条件

(1) 土地利用

対象漁港の漁港エリアには、海匝漁業協同組合事務所のほか、物揚場・荷捌き所、船揚場敷などの漁港関連施設が立地している。また、憩いの場や釣りのできる施設として、漁港西部側には親水型防波堤が整備されている。

また、隣接する「いいおかみなと公園」には芝生広場や遊具、駐車場が整備されており、年間約 15 万人が利用している。さらに、漁港東部には遊漁船・釣船も多く停泊しており、遊漁利用を目的とした来訪者は年間約 3 万人にのぼる。

図 2-13 対象漁港の土地利用状況

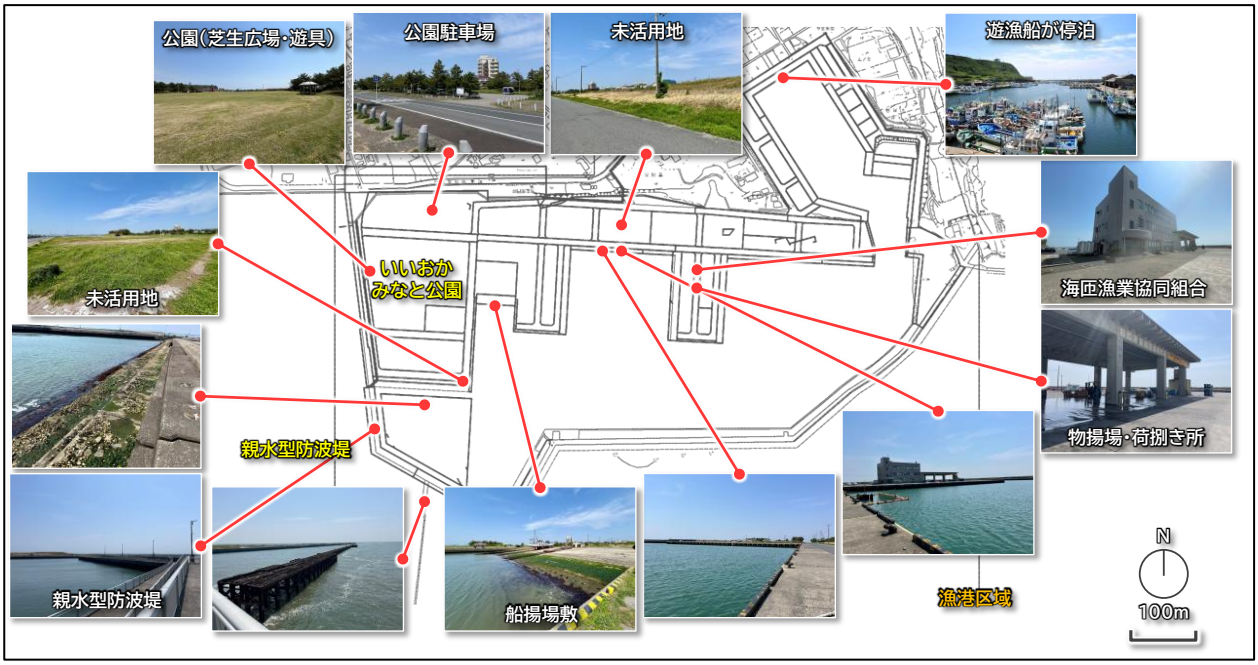

（2）権利関係

対象漁港は、一部の未買収地を除き、漁港管理者である千葉県が所有する県有地である。このうち、海匝漁業協同組合事務所および漁港関連施設、いいおかみなと公園として利用されている区域を除いた部分については、現在、未活用の土地となっている。

図 2-14 対象漁港の土地権利関係

図 2-15 対象漁港施設用地利用のエリア

表 2-8 対象漁港施設用地利用面積

エリア	漁港施設用地利用	面積(㎡)
①	漁具保管修理施設用地	6,500 ㎡
②	漁村再開発施設用地	2,400 ㎡
③	いいおかみなと公園	18,800 ㎡
④	漁港環境整備施設用地	10,300 ㎡
⑤	加工場用地	4,200 ㎡
⑥	漁具保管修理施設用地	5,600 ㎡
⑦	漁船保管施設用地	3,200 ㎡
⑧	野積場	3,500 ㎡
⑨	野積場	2,500 ㎡
⑩	漁具保管修理施設用地	3,900 ㎡
⑪	野積場	3,400 ㎡
⑫	荷捌所	2,500 ㎡
⑬	荷捌所	800 ㎡
⑭	駐車場	1,700 ㎡
⑮	駐車場	3,000 ㎡
⑯	漁具保管修理施設用地	2,000 ㎡
⑰	野積場	1,700 ㎡
⑱	駐車場	3,500 ㎡
⑲	駐車場	800 ㎡
⑳	駐車場	1,000 ㎡
㉑	駐車場	1,000 ㎡
㉒	荷捌所	1,600 ㎡
㉓	駐車場	1,700 ㎡
㉔	漁具保管修理施設用地	1,700 ㎡
㉕	駐車場	700 ㎡
㉖	製氷施設	600 ㎡
㉗	給油施設	500 ㎡
㉘	漁船修理施設	1,900 ㎡

注)面積については、2 桁以下を切り捨てとしている。

（3）周辺施設（主要施設・競合施設）

対象漁港から半径 20km 圏内には、旭市・銚子市・匝瑳市・香取市・東庄町・神栖市が位置している。

圏内には、イオンタウン旭・イオンモール銚子・道の駅季楽里あさひ等の商業施設や、水産物を取り扱う飲食店・販売施設が立地しているほか、沿岸部には旅館・ホテル・キャンプ場などの宿泊施設が点在している。

図 2-16 対象漁港周辺の主要施設・競合施設

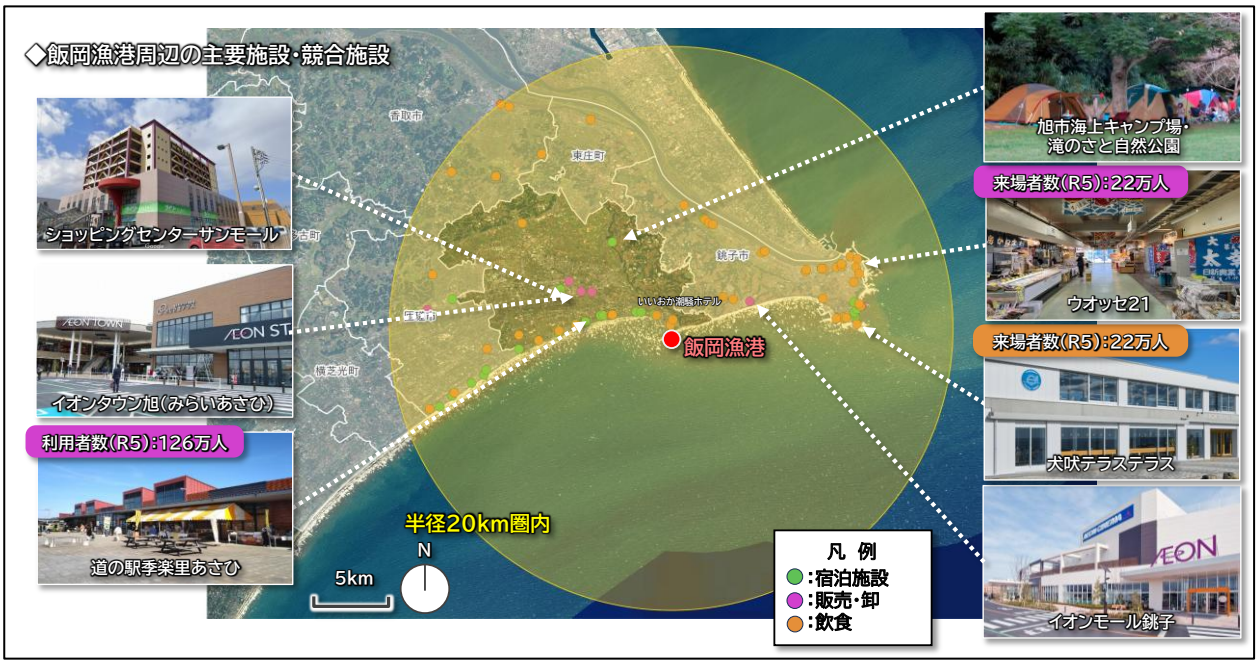

（4）周辺公共交通

対象地域および周辺には、コミュニティバスの「東町」、「下永井」、「永井岡」、「漁港入口」のバス停留所がある。すべての停留所が、旭駅～防衛庁入口、干潟駅～上永井センター間の路線バス　東西線（西行き・東行き）の路線バスが通じており、西行きは5便、東行きは 7 便（漁港入口は 5 便）で運行している。

旭駅、干潟駅からは 40 分～1 時間程度の所要時間となっている。

また、「東町」、「下永井」については旭駅～銚子駅・双葉町・陣屋町間の路線バスが通じており、日中は旭駅～銚子駅・双葉町・陣屋町間で 10 便、銚子駅・双葉町・陣屋町間～旭駅間で 7 便運行している。

図 2-17　対象地域周辺の路線図（東西線）

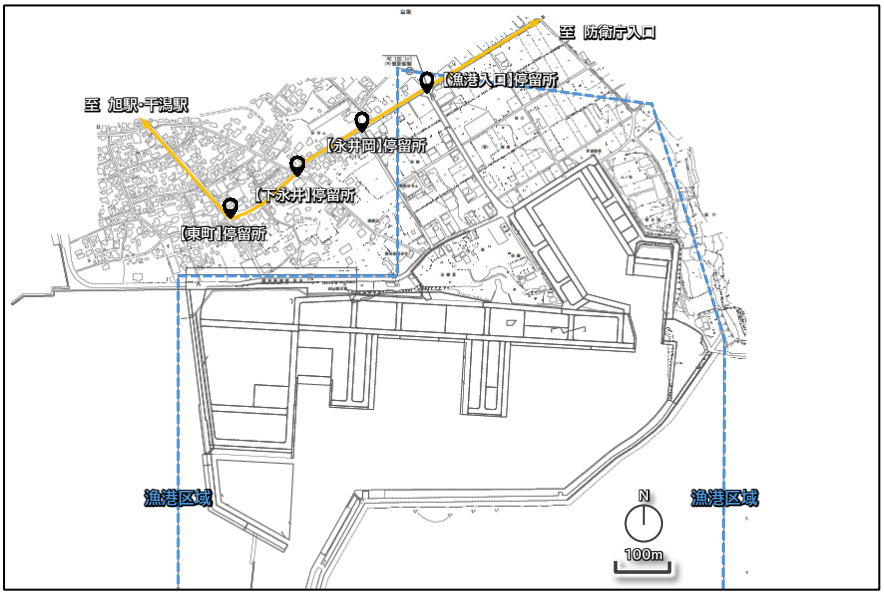

出典：「総合公共交通マップ 2025 年度版」（旭市）より作成

図 2-18　対象地域周辺の路線図（旭～銚子線）

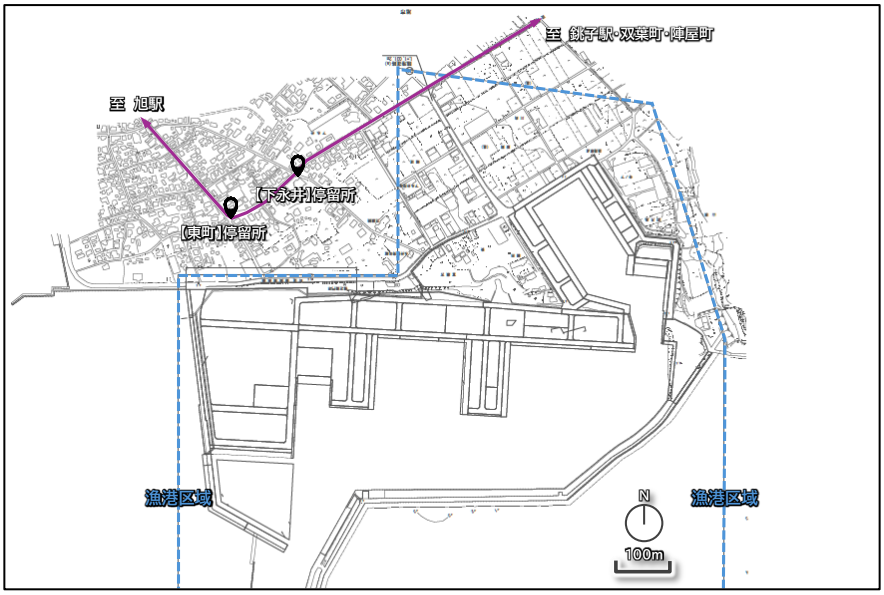

出典：「総合公共交通マップ 2025 年度版」（旭市）より作成

(5) 災害等の想定

1) 高潮による想定浸水深

千葉東沿岸の高潮浸水想定区域によると、対象地域および周辺では、高潮発生時において最大で 1.0m以上(3.0m 未満)の浸水が想定されている。

図 2-19 対象漁港および周辺の高潮時想定浸水深

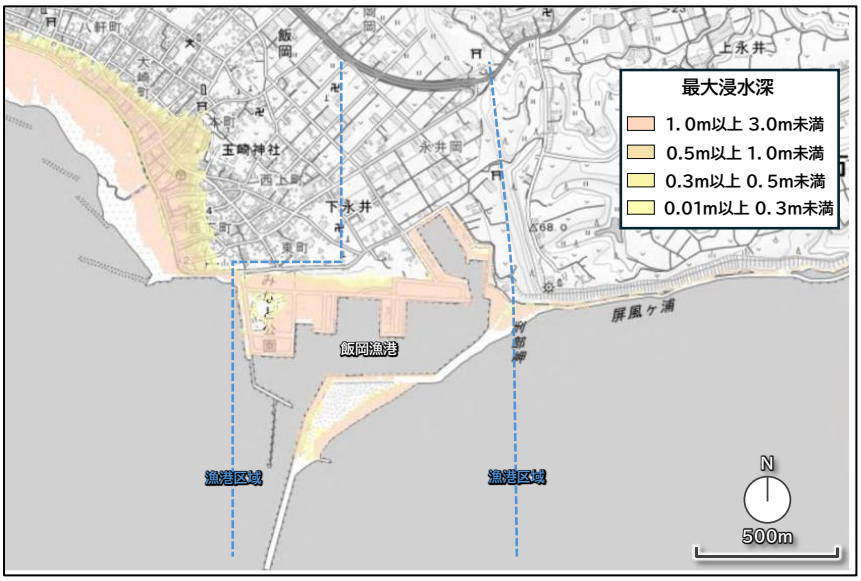

出典:「千葉東沿岸高潮浸水想定区域図(浸水深)」(千葉県)より作成

2) 津波による想定浸水深

本市ハザードマップによると、対象地域および周辺では、津波発生時において 5m以上(10m未満)の浸水が想定されている。

図 2-20 対象漁港および周辺の津波による想定浸水深

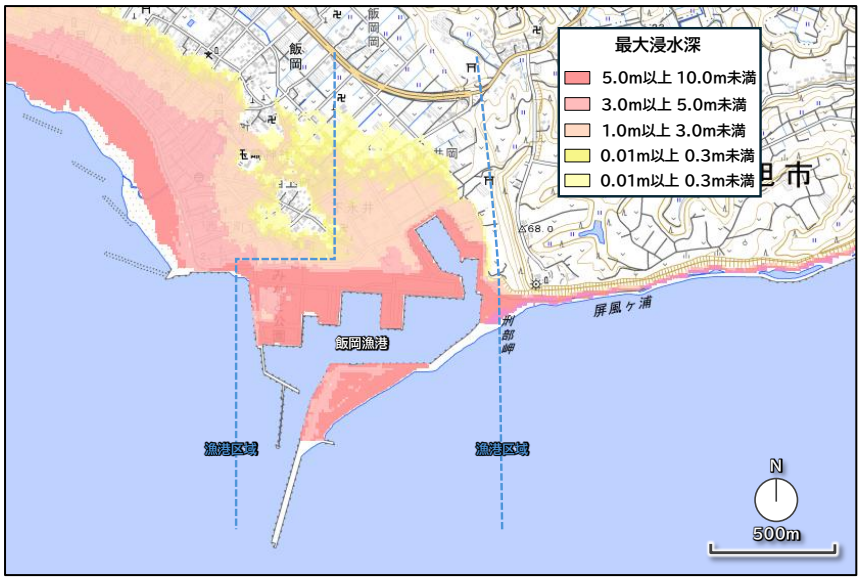

出典:「旭市 Web 版ハザードマップ」(旭市)より作成

2.2.2 法的条件

(1) 漁港および漁場の整備等に関する法律、海岸法

1) 漁港区域および海岸保全区域

対象地域は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律」(以下、「漁港漁場整備法」)に基づく、漁港区域、海岸法に基づく海岸保全区域に指定されている。

図 2-21 対象漁港における漁港区域

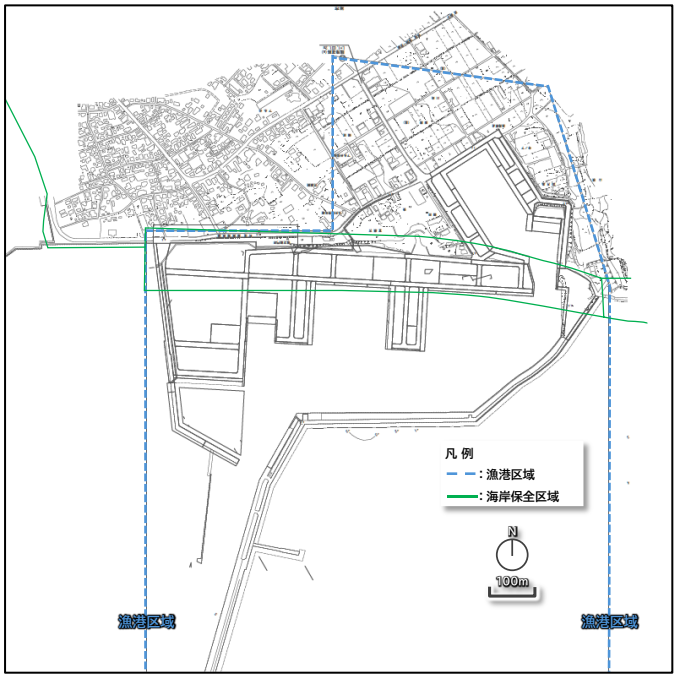

出典:「千葉東沿岸海岸保全基本計画(R7)」(千葉県)より作成

漁港区域では、工作物の建設、土地の掘削等を行う場合、規制がある。

図 2-22 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則

第三十九条　漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）、土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用（公有水面の埋立てによる場合を除く。）をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為、第四十四条第一項に規定する認定計画（第四十二条第二項第二号及び第三号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）、同条第四項第二号に掲げる事項又は第五十条第一項各号に掲げる事項が定められたものに限る。）に従つてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。

第三十九条の二　漁港管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物若しくは船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却若しくは原状回復を命ずることができる。
一　前条第一項又は第五項の規定に違反した者
二　前条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者
三　偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者
2　漁港管理者は、漁港の区域内の土地、竹木又は工作物等の所有者又は占有者に対し、土地の欠壊、土砂又は汚水の流出その他土地、竹木又は工作物等が漁港に及ぼすおそれのある危害を防止するために必要な施設の設置その他の措置をとることを命ずることができる。

出典:漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和 26 年 7 月 17 日、農林省令第 47 号)
最終改正:(令和 6 年 4 月 1 日、農林水産省令第 64 号)

2）漁港施設

対象漁港の土地利用計画（漁港施設用地利用計画）は、以下に示すとおりである。

図 2-23 対象漁港の土地利用計画（漁港施設用地利用計画）

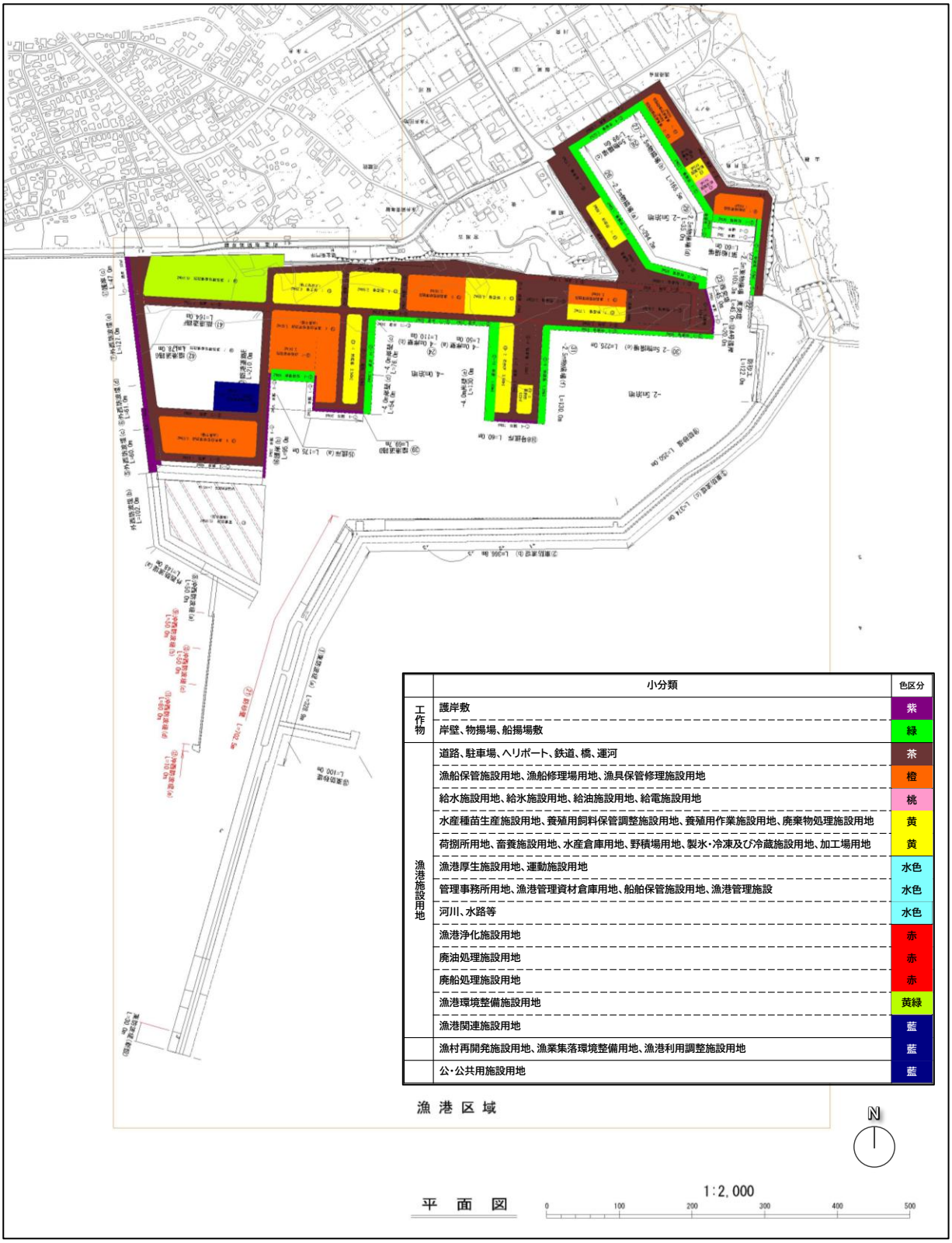

(2) 都市計画法・建築基準法

1) 区域区分、用途地域

本市の都市計画は、市街化調整区域が設定されていない、いわゆる非線引き都市計画区域が設定されている。

現在の都市計画における対象漁港は「都市計画区域外」に該当し、都市計画区域外の建築形態規制については、建築基準法第 3 章に規定される集団規定(用途地域、建ぺい率、容積率、接道義務等)が適用されない区域である。

しかしながら、本市都市計画は 2026 年中に計画の変更が予定されており、変更後の対象地域は、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域となり、建築形態規制が適用されることが見込まれる。

このため、当該規制(容積率 200%、建ぺい率 60%)を踏まえた事業を計画する必要がある。

表 2-9 建築形態の規制(本市都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の場合)

容積率	建ぺい率	道路高さ制限	隣地高さ制限
200%	60%	勾配 1.5	20m+勾配 1.25

出典:「千葉県 HP 白地地域における建築形態規制の指定について 一覧表」(千葉県)より作成

図 2-24 都市計画図

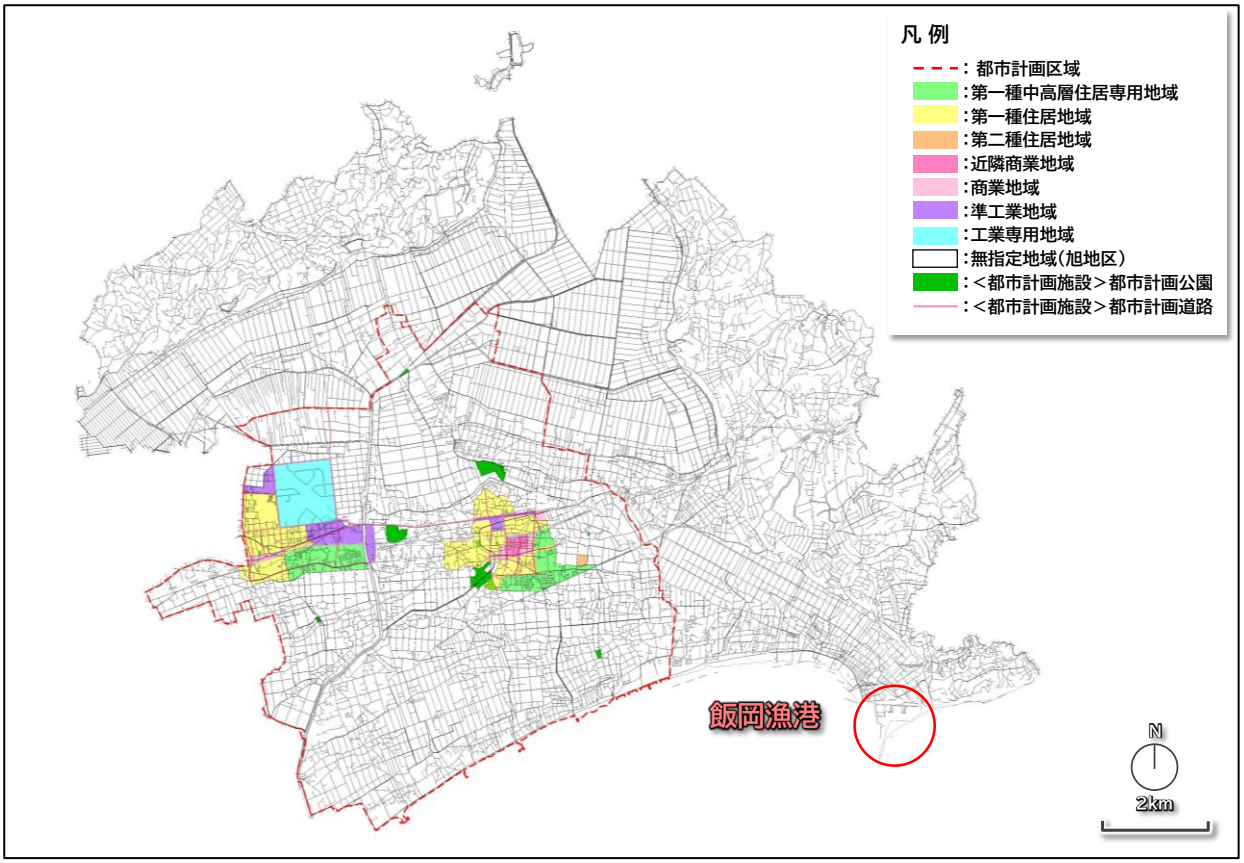

出典:「旭市 HP 都市計画図」(旭市)より作成

1) 都市計画区域外における開発行為・建築行為の制限

開発に必要な主な手続きとして、(a)建築確認申請、(b)開発行為、(c)大規模小売店舗立地法(大店立地法)の 3 点について整理する。

(a) 建築確認申請(建築基準法第6条)

都市計画区域外においても、2025 年 4 月 1 日施行の建築基準法改正により、**2 階建て以上または延床面積 200 ㎡を超える建築物は建築確認申請が必要**となる。

(b) 開発行為等の規制(都市計画法第29条等)

本市の都市計画区域外における開発行為については、**開発面積が 3 千㎡以上 1 万㎡未満の開発行為**は、「千葉県宅地開発事業の基準に関する条例」による確認が必要となる。

(c) 大規模小売店舗立地法(以下、「大店立地法」という)

大店立地法は、大規模小売店舗が不特定多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性があることに着目し、大規模小売店舗を設置する者に対し、周辺地域の生活環境の保全(交通渋滞、駐車需要の充足、自動車・自転車・歩行者との交通安全、騒音の問題等)のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮が求められる。

大店立地法の対象(大規模小売店舗)は、建物内の店舗面積の合計が基準面積 1 千㎡を超える店舗となる。

店舗面積の考え方については、計画を実施する際にはあらためて関係部署(千葉県商工労働部経営支援課)へ確認する必要があるが、表 2-10 に店舗面積の定義を整理する。

具体的には、**飲食店は店舗面積に該当しないが、物販や釣り利用者用サービス施設については店舗面積に該当**する。

表 2-10 大店立地法における語句の定義(一部)

語 句	定 義
店舗面積	小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積
店舗面積に含まれる部分	売場、ショーウィンド、ショールーム等、サービス施設、物品加工修理場のうち、顧客から引受の用に直接に供する部分
店舗面積に含まない部分	階段、エスカレーター、エレベーター、売場間通路及び連絡通路、文化催場、休憩室、公衆電話室、外商事務室等、事務室・荷扱い所、食堂等、塔屋、屋上、はね出し下・軒下等

出典:「大規模小売店舗立地法に関する届出の手引き」(千葉県)より作成

第3章　計画策定に向けた現状・意向調査

3.1　アンケート調査（市民・市内事業者・市内高校生・漁業者）

3.1.1　調査概要

本計画の策定にあたり、対象漁港に関する認知度や訪問目的・利用頻度などの現状や、海業に関する取組への関心・期待を把握するため、市民、市内事業者および市内高校生を対象に、アンケート調査を実施した。また、現状の漁業が抱える課題や、海業の取組に対する意向を把握することを目的に、漁業者（海匝漁協組合員）を対象に、アンケート調査を実施した。

表 3-1　アンケート調査の概要

【市民向け】

調査対象者	あさひオータムジャンボリー（旭市産業まつり）来場者 ➡旭市産業まつり会場において、来場者に調査票を配布し実施
調査期間	2025（令和 7）年 11 月 8 日
調査方法	調査票は会場にて直接配布し、回答は以下のいずれかの方法により回収 ➡調査票への直接記入 ➡パソコンやスマートフォン等から WEB サイトにアクセスして回答
回答件数	87 件

【市内事業者向け①】

調査対象者	あさひオータムジャンボリー（旭市産業まつり）出店者 ➡旭市産業まつり出店者（110 事業者）を対象に調査票を配布し実施
調査期間	2025（令和 7）年 10 月 9 日～10 月 16 日
調査方法	調査票は会場にて直接配布し、回答は以下のいずれかの方法により回収 ➡調査票に直接記入のうえ郵送 ➡パソコンやスマートフォン等から WEB サイトにアクセスして回答
回答件数	14 件

【市内事業者向け②】

調査対象者	対象漁港周辺の事業者 ➡ホテル事業者・飲食事業者を対象に実施
調査期間	2025（令和 7）年 10 月 6 日
調査方法	調査票を用いて直接ヒアリング調査を実施
回答件数	3 件

【市内高校生向け】

調査対象者	市内高校生（県立旭農業高校・県立東総工業高校） ➡上記 2 校の全校生徒を対象に調査票を配布し実施
調査期間	2025（令和 7）年 9 月 30 日～10 月 10 日
調査方法	調査票は各高校にて直接配布し、回答は以下の方法により回収 ➡パソコンやスマートフォン等から WEB サイトにアクセスして回答
回答件数	153 件

【漁業者向け】

調査対象者	漁業者（海匝漁業協同組合所属の組合員） ➡組合員 90 名を対象に調査票を配布し実施
調査期間	2025（令和 7）年 11 月 1 日～11 月 14 日
調査方法	調査票は直接配布し、回答は以下のいずれかの方法により回収 ➡調査票に直接記入のうえ郵送 ➡パソコンやスマートフォン等から WEB サイトにアクセスして回答
回答件数	24 件

3.1.2 主な調査結果 ※調査結果の詳細は資料編に記載

（1）対象漁港の利用について

・市民アンケートでは、対象漁港の利用目的として、約 46%が周辺の飲食施設の利用であり、約 32%が花火大会などのイベント利用と回答している。

・高校生アンケートでは、対象漁港の利用目的として、約 55%が花火大会などのイベント利用であり、約 45%が岸壁での釣りと回答している。

図 3-1 対象漁港を利用した目的の内訳（市民向けアンケート）

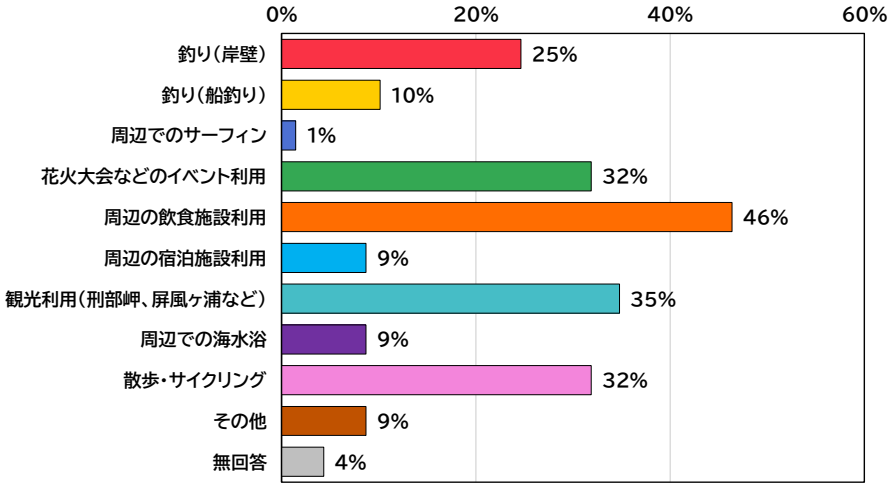

図 3-2 対象漁港を利用した目的の内訳（高校生向けアンケート）

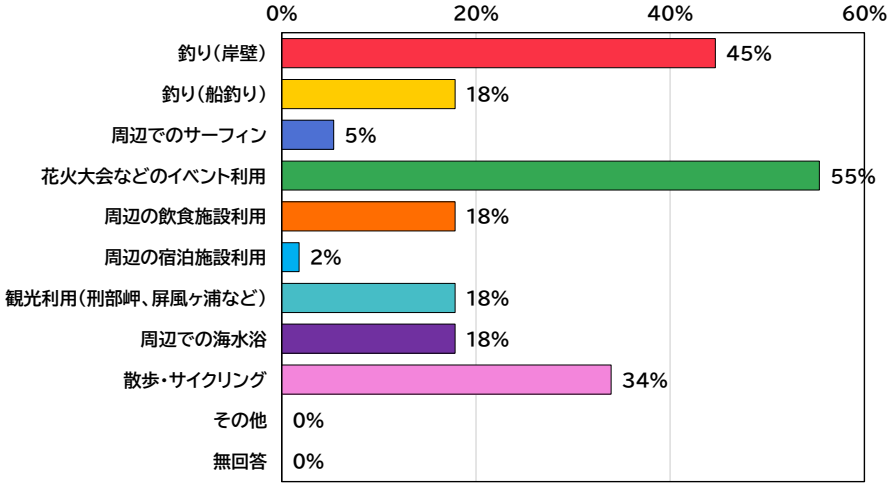

（2）対象漁港における海業について

・市民アンケートでは、4 つの取組のうち、約 79%が飲食施設を推進すべきと回答している。
・漁業者アンケートでは、14 の取組のうち、約 71%が物販施設、約 46%が飲食施設、浜焼き施設を推進すべきと回答している。

図 3-3 対象漁港の海業で推進するべき事業について（市民向けアンケート）

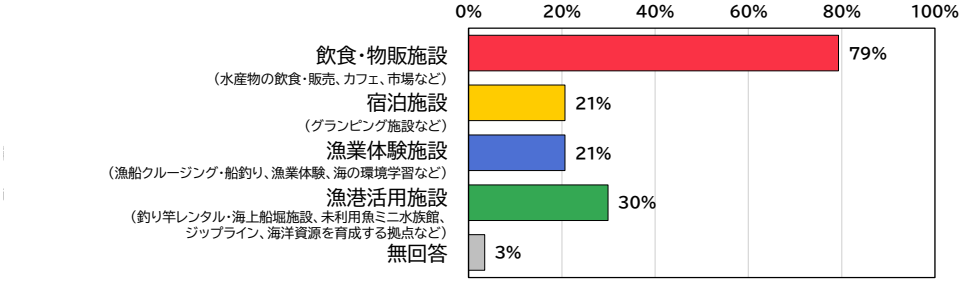

図 3-4 対象漁港の海業で推進するべきコンテンツについて（漁業者向けアンケート）

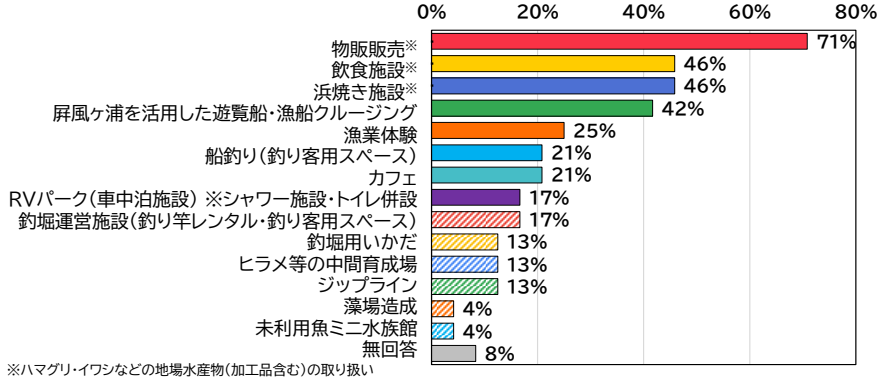

（3）市内事業者アンケート②における主な意見

・対象漁港における海業の推進にあたっては、施設整備を先行させるのではなく、「飯岡ならではの魅力」や来訪の動機となる価値を先に育てていくことが重要である。
・短期的な集客効果を重視するのではなく、小規模な取組を着実に積み重ねながら価値を高めていく、継続性のある「積み上げ型」の海業が望ましい。
・漁業者や地元住民に新たな負担をかけないことが、海業を進めるうえでの重要な前提条件である。
・新たな施設を画一的に整備するのではなく、港の景観や地域の雰囲気など、飯岡らしさを生かした空間づくりを重視すべきである。
・漁業や飲食業における人手不足や高齢化の進行を踏まえ、無理のない事業規模や持続可能な運営体制を前提とした計画が求められる。
・初期投資の負担を抑え、民間事業者や若い世代が参入しやすい環境を整備することが、海業の展開において不可欠である。
・来訪者が単に通過するのではなく、港周辺に滞在し、回遊したくなるような仕掛けづくりが求められている。

3.2 ヒアリング調査（漁業者）

3.2.1 調査概要

現在の対象漁港内における課題および海業を推進する上で想定される課題を把握することを目的として、主な利用者である海匝漁業協同組合に対し、ヒアリング調査を実施した。

表 3-2 ヒアリング調査（漁業者）の概要

調査対象	海匝漁業協同組合：組合員 8 名（組合長・副組合長・船団長等）
調査期間	2025（令和 7）年 10 月 15 日
調査方法	対面による実施

表 3-3 ヒアリング調査（漁業者）の内容

No.	内容等
1	海業事業の方向性・進め方について
2	海業の取組内容・コンテンツについて
3	海業での運営面・安全面について

3.2.2 主な意見

（1）海業事業の方向性・進め方について

・漁業者が納得し、実益を感じられる施設・取組であることを求める。
・企業は収益性を重視して参画すると思うが、漁業者がどのように所得を得られるのか分かりにくい。
・海業の目的（漁業者の所得向上・漁業振興）には理解がある一方で、取組内容や進め方についての説明・情報共有が十分とは言えない。
・アンケート調査などを通じて、漁業者の意見を早い段階から計画に反映できる仕組みが必要である。

（2）海業の取組内容・コンテンツについて

・漁港 PR への活用は有効だと思うが、漁業者が店舗運営まで担うのは難しいと感じており、水産物提供などの形での協力が現実的である。
・釣り利用者が多い漁港では、その来訪者を対象とした飲食や販売の取組は有効であると思う。
・小売客を増やすことが目的ではなく、既存の水産物流通や漁業活動に影響が出ない形での実施が重要である。
・魚の販売については、品質には自信があるが、価格が不安定なままでは難しいため、一定の価格で安定的に買い取ってもらえる仕組みが望ましい。
・漁業と連携した魚の蓄養や資源回復の取組については、大学等と連携した実証的な取組を検討してほしい。

（3）海業での運営面・安全面について

・対象漁港への来訪者が増加しており、漁業者と釣り利用者などの漁業者以外の利用者（以下「一般利用者」という）の間でトラブルや安全面の課題が生じている。
・海業エリアと漁業作業エリアについては、人や車の動線を含めて明確に区分すべき。
・漁業作業区域に一般利用者が立ち入らないよう、安全に配慮した施設設計や利用ルールの整備が必要である。
・駐車場の有料化については、利便性向上の一方で利用者が減少する懸念もあり、慎重に検討すべき。

3.3 サウンディング調査（企業等）

3.3.1 調査概要

海業事業への事業者の参画意向や、地域資源のポテンシャル、市場性等を把握することを目的として、地元企業に加え、PPP/PFI（官民連携）事業の実績を有する企業や海業関連コンテンツに関わる企業を対象に、サウンディング調査（民間事業者の意見・アイデアを募るための調査）を実施した。

表 3-4 サウンディング調査の概要

調査対象	**事業への参画や意見交換が期待できる事業者・団体 計 17 社** ・地元企業、PPP/PFI 事業経験企業、海業コンテンツに関わる企業 【内訳】 ・デベロッパー建設関連：5 社 ・小売・流通関連：2 社 ・一次産業（食）関連：2 社 ・教育・体験・キャンプ関連：2 社 ・旅行・観光関連：1 社 ・コンサルタント：1 社 ・地域事業者（道の駅など）：3 社 ・公益団体：1 団体
調査期間	2025（令和 7）年 9 月～10 月
調査方法	クローズ方式（非公開）による個別対話とし、対面および WEB 形式により実施

表 3-5 サウンディング調査の内容

No.	内容等
1	**対象漁港（飯岡漁港）のポテンシャルや課題に関する事項** ・本事業への参画を検討するうえでの対象漁港のポテンシャルや課題について
2	**整備・取組内容（導入機能・規模・施設配置等）に関する事項** ・旭市が想定する整備や取組内容（導入機能・規模・施設配置等）に対する意見や妥当性について
3	**事業スキームに関する事項** ・民間活力導入の可能性や、参画にあたっての課題・条件について ・対応可能な業務範囲（対象施設・業務内容）、および官民の役割分担（業務・費用・リスクの分担）について
4	**本事業の参画意向に関する事項** ・本事業への参画意向の有無、参画する場合の役割や担当業務、コンソーシアム組成等について ・参画するための条件（どのような条件であれば参画しやすいか等）について
5	**事業スケジュールに関する事項** ・現時点の事業スケジュールに対する意見・要望、懸念事項等について

3.3.2 主な意見

（1） 対象漁港（飯岡漁港）のポテンシャル・課題について

・事業への関心は高く、飯岡漁港は富士山や九十九里海岸を望む優れたロケーションを有している。
・旭市中心部からのアクセスは比較的良好であるものの、観光地としての集客力には課題があり、道の駅「季楽里あさひ」のように地元住民中心の利用にとどまる可能性がある。
・中心となる飲食・物販施設について明確なコンセプトを設定し、戦略的に施設づくりを行えば、首都圏からの来訪者も十分に見込める。
・飯岡漁港で水揚げされた魚介類（ハマグリを含む）を直接流通・販売できれば、魚価の向上や漁業者の収入増、販路拡大につながる。
・県内でも屈指の釣り場として認知されており、釣りを核とした観光振興のポテンシャルは高い。

（2） 海業で導入を検討している機能・施設（取組）について

・富士山を望む眺望は大きな魅力であり、建物の階数を抑え、海の景観を確保することが重要である。
・一体的に整備する場合の目安として、飲食施設 100 ㎡～330 ㎡（30～100 坪）、物販施設 660 ㎡（200 坪）、浜焼き施設 830～1,000 ㎡（250～300 坪、約 250 名収容）、カフェ 160～200 ㎡（50～60 坪）が想定され、駐車場は最低 300 台、可能であれば 400～500 台の確保が望ましい。
・来訪者にとっては大手チェーンよりも「漁協直売＋地元加工業者の出店」の方が魅力は高い。実際、漁協婦人部が運営する食堂は立地条件が悪くても集客力があり、来訪の動機となる「強いコンテンツ」の重要性が示されている。
・県内有数の釣り場であることから、駐車場、トイレ、魚の洗い場などの基盤施設の整備を求める声が多い。一方で、釣り利用者のマナー向上や地域への還元を図るため、駐車場の有料化や釣り場利用料の導入など、収益が地域に循環する仕組みづくりも重要である。
・津波等のリスクについては、当該区域が浸水想定区域に含まれているため、防災対策を組み込んだ施設計画が必要。

（3） 事業スキーム・事業期間について

・地域の中核企業との連携は極めて重要であり、メッセージやブランディングを統一・共有できるパートナーとの協業が望まれる。
・建物所有者（オーナー）が行政とするスキームを仮に想定した場合、工事区分については、A・B 工事を行政、C 工事を民間事業者が担う方式であれば前向きに検討可能であり、A・B 工事分を家賃として返済するリース方式の導入事例も増えている。
・事業期間は 20 年程度を想定する。30 年とすると社会情勢の変化により将来見通しが立てにくいことが主な理由である。

注）A 工事:基本構造や共用設備に関する工事（建物の躯体、エレベーター、階段、トイレなど）
B 工事:建物の機能に関する工事（空調、電気設備、防水、防災設備）
C 工事:建物の内装、占用部分に関する工事（照明器具、家具、床、壁、配線など）

（4）事業の参画意向について

・道の駅のような施設やカフェ等の整備が進められるのであれば、参画意欲は非常に高い。施設運営の実績もあることから、一定の規模をもって事業に関与したいと考えている。
・新規事業については、事業開始から 3～5 年で投資回収できることを前提としており、多額の初期投資を要する事業は原則として行わない方針である。

（5）事業スケジュールに関する事項

・漁港区域外のインフラ工事を含めると、工事期間を 2 年と見込むのは短いと考えられる。
・みらいあさひでは、信号設置にあたり千葉県警との協議に時間を要した経験があることから、インフラ工事を含む場合は、工事期間に余裕をもって設定する必要がある。

（6）その他

・地域内で利益が循環する仕組みを、地域全体で構築していくことが重要である。
・地元の水産業・水産加工業の振興や観光振興につながる視点を持った事業者の参画が不可欠。
・竣工までに時間を要することから、まちびらき前から段階的に実施できるイベントやソフト事業を並行して進めることが重要である。

3.4 課題と対応策の方向性

3.4.1 対象漁港における現状と課題

前述の現状を踏まえ、対象漁港における未活用地の有効活用に向け、必要な機能や施設整備に関する課題を以下のとおり整理した。

(1) 漁業所得の安定化に資する機能・施設の確保

近年、漁獲量の減少により、漁業者の所得が不安定な状況にある。また、従来の流通・販売形態に依存した状況では価格変動の影響を受けやすく、安定的な収益の確保が困難である。このため、漁業者の所得向上と安定化を図るには、販路拡大や価格安定の確保に加え、魚食離れへの対策や、地域の食文化を継承する仕組みづくりが求められる。そこで、漁港の立地特性を生かした海業の取組として、漁獲物を直接販売・提供できる物販・飲食機能、地元で獲れた魚等の加工、調理などの体験・学習プログラムを導入し、漁業所得の向上や魚食の促進、担い手の育成を図る。

(2) 漁業活動と一般利用者の両立に向けた動線の整理

漁業の繁忙期には大型車両を含む漁業関係車両の出入りが多く、港内の交通量が増加している。今後、海業の進捗により一般利用者の増加が見込まれる中、漁業活動と漁業活動以外の利用(以下「一般利用」)の混在による安全性の低下や漁業の作業効率の悪影響が懸念される。このため、漁業活動エリアと一般利用エリアを明確に区分し、動線を整理することで、港内の安全性と利便性の確保を図る必要がある。

(3) 未利用地の有効活用と賑わい創出に向けた施設配置

対象漁港は広範に及び、その中には未利用または低利用の敷地が多く存在している。海業での利用が分散した場合は、一般利用者の滞留や賑わいの創出につながりにくいことから、機能や施設を一定のエリアに集約することが重要である。そのため、物販・飲食等を複合的に備えた施設を整備し、一般利用者が集まりやすい空間を形成することで、漁港全体の活性化を図る必要がある。

(4) 釣り利用者への対応と港内環境の維持・改善

対象漁港では一般利用者が多く見られる一方で、釣り糸が漁船に絡む事例や、トイレ利用時のマナー低下など、一部の一般利用者による不適切な利用が確認されており、港内環境の悪化が懸念されている。このため、一般利用と漁業活動の共存を図りつつ、港内環境を適切に維持するため、利用ルールの明確化や必要な施設整備が必要である。具体的には、釣り可能エリアの明確化や利用ルールの設定を行うとともに、トイレやシャワー等の公共施設の増設・機能充実、有料駐車場の導入を検討する必要がある。

(5) 津波災害を想定した安全確保対策

対象地域では、東日本大震災において津波による甚大な被害が発生しており、現在の津波ハザードマップにおいても、5～10m程度の浸水被害が想定されている。今後、海業の推進により一般利用者の増加が見込まれることから、防災面への配慮は不可欠である。このため、計画建物は１階部分をピロティ構造とし、最大津波想定高を上回る位置に避難スペースを設けるなど、津波発生時の一時避難に対応した施設計画とする。

3.4.2 課題への対応策

5 つの課題とその対応策について、図式化したものを以下に示す。

図 3-5 対象漁港における海業振興の取組イメージ

	現状・問題	課題	対応策
(1) 漁業所得の安定化に資する機能・施設の確保	・漁獲量が減少し、漁業収入が不安定 ・市場流通に依存し、価格変動の影響を受けやすい	・販売先の拡大や、価格が下がりにくい販路の確保 ・魚食離れや、地域の食文化の継承	・漁獲物を直接販売・提供できる物販・飲食機能を導入 ・地元で獲れた魚等の加工や調理を体験・学習できる場所の導入
(2) 漁業活動と来訪者利用の両立に向けた動線の整理	・漁業の繁忙期には港内の交通量が増加する	・漁業活動と一般利用が混在することで、安全性や作業効率の低下が懸念	・漁業活動と一般利用のエリアを明確に区分し、ゾーニングにより動線の整理を行う
(3) 未利用地の有効活用と賑わい創出に向けた施設配置	・漁港区域は広範であり、未利用地が多く存在する ・現状では利用が分散し、一般利用者の滞留や賑わいの創出につながりにくい	・機能や施設を一定のエリアに集約すること	・物販・飲食等を複合的に備えた施設を整備し、一般利用者が集まりやすい空間を形成
(4) 釣り利用者への対応と港内環境の維持・改善	・釣り利用者が多く、トラブルやマナー低下による港内環境の悪化が懸念	・利用ルールの明確化や公共施設の整備が必要	・釣り可能エリアの明確化や利用ルールの設定 ・有料駐車場の導入、トイレやシャワー等の公共施設の増設・機能充実
(5) 津波災害を想定した安全確保対策	・東日本大震災において津波による被害が発生した ・現在も海抜が低いため、津波による浸水リスクが高い	・一般利用者の増加を見据え、防災面への配慮は不可欠	・津波発生時の一時避難に対応した施設計画とする

第4章　旭市海業推進事業計画

4.1　本計画のビジョン等

4.1.1 想定する人物像による現状と課題とその対応策の再整理

アンケート調査およびサウンディング調査等により把握した現状や意向を踏まえ、海業の推進に向けて関係者ごとの認識や期待、課題を明確化するため、これまでの状況を属性別に整理した。

図 4-1 調査結果から作成したペルソナ

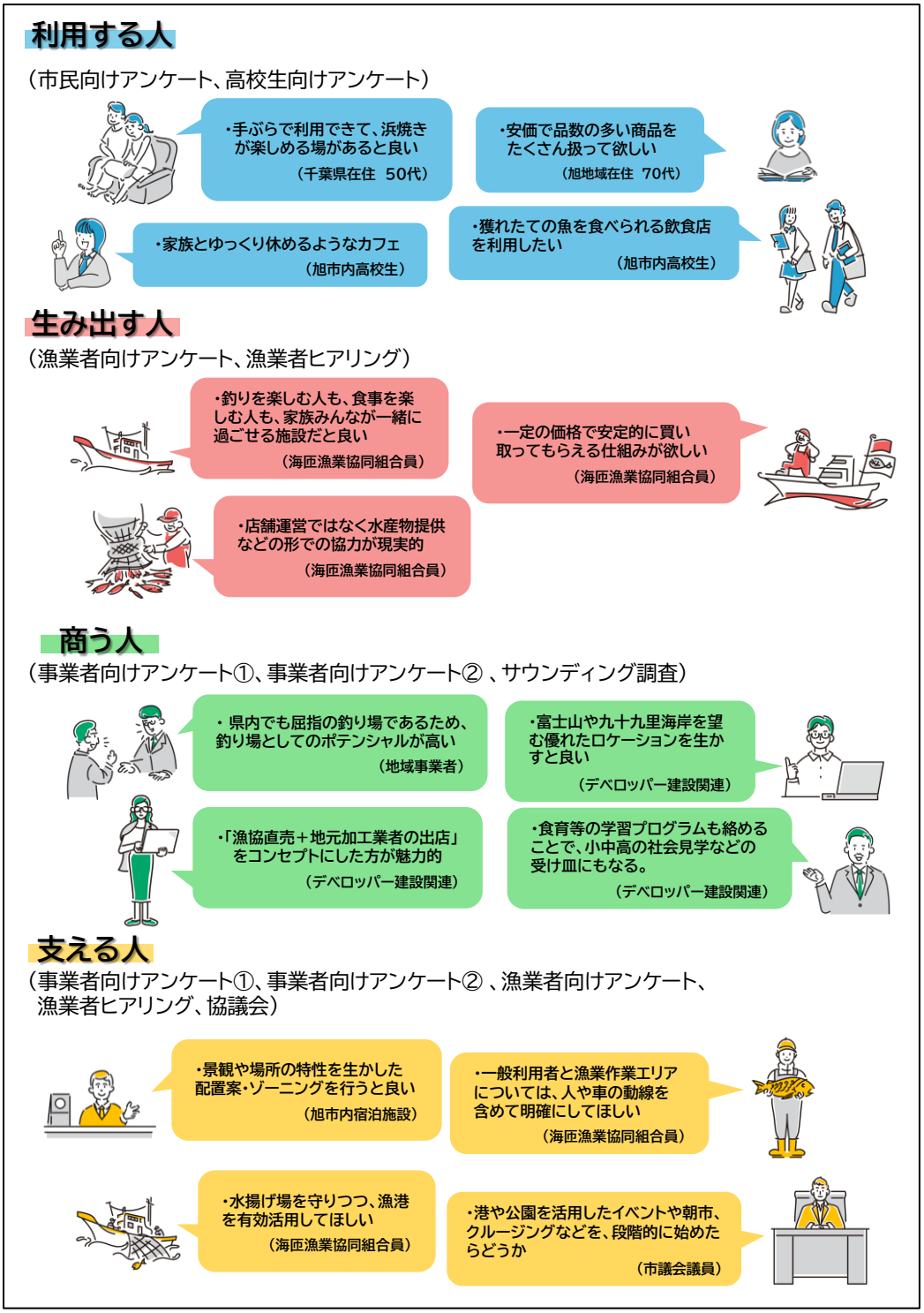

4.1.2 本計画のビジョン・コンセプト・方針

本計画の策定にあたっては、本市の現状および課題、水産業・観光業の特性や課題、ならびにアンケート調査やサウンディング調査等による現状・意向把握の結果を踏まえ、計画のビジョン、コンセプトおよび 2 つの方針を整理した。なお、ビジョン・コンセプト・方針の定義は以下とする。

【定義】
ビジョン：将来の在り方・方向性を示すもの
コンセプト：ビジョンをどのように実現していくかを示す考え方
方針：コンセプトを具体化するための策

図 4-2 本計画のビジョン、コンセプトおよび基本方針

ビジョン：海を眺める場から、感じ・学び・関わる場へ

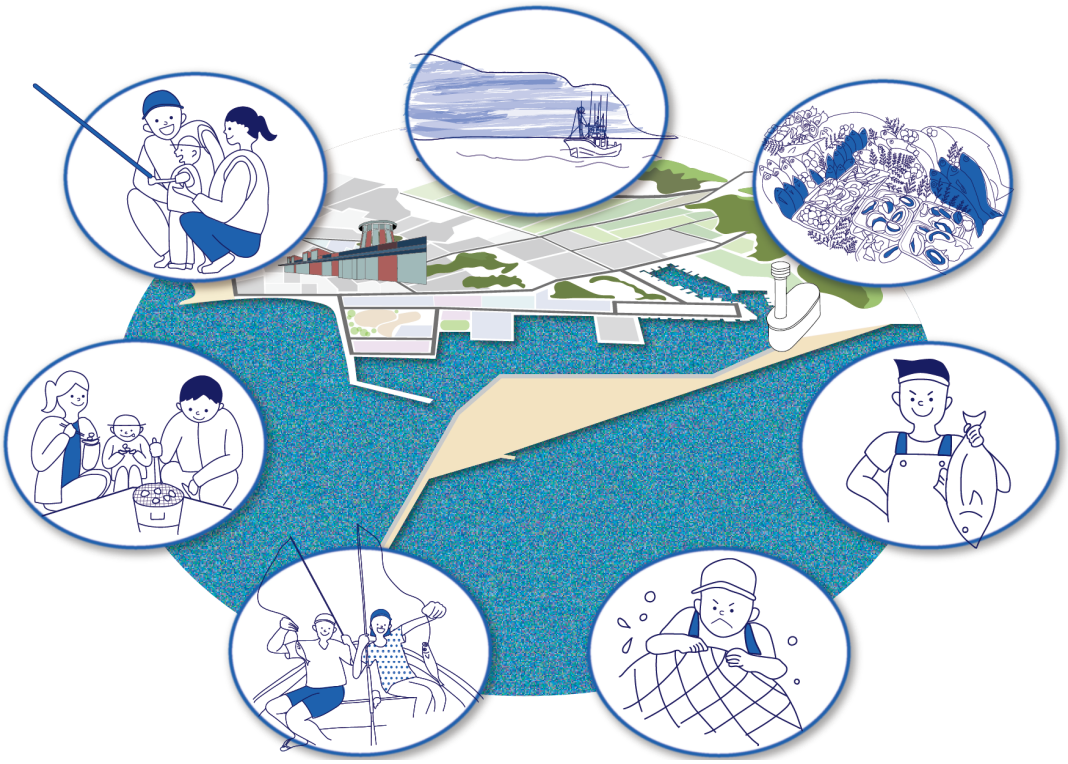

コンセプト：漁業者・地域・民間企業の連携により誇れる漁港へ

・海業を通じて漁業者・地域・民間企業 が連携し、互いに利益を生み出す仕組みをつくり、地域経済の循環を促す。
・漁業者・地域・民間企業が協働・交流できる場を整え、漁業者が誇りを持てる地域づくりを進める。

方針

①今ある漁業の尊重

・現在の漁業活動を大切にし、既存の収益構造を損なわないようにする。
・海業を通じて新たな可能性を少しずつ広げながら、漁業活動の改善や収入の安定化を図る。
（損をしない、無理をしない取組推進）

②海業による新たな取組

・漁業資源・漁村や屏風ケ浦の景観などの地域の魅力を生かし、食・体験・交流を通じた新たな取組を導入する。
・「生涯活躍のまち・あさひ」で培った官民連携の実績を基盤に、関係者が交流しやすい環境を整え、海業の新たな推進体制を構築する。

③一般利用者の利用環境改善

・海業を通じて来訪者（釣り客）に必要な環境を整え、漁業者との棲み分けを明確にする。
・利用ルールを整え、漁業者の収益にもつながる仕組みを作る。（駐車場・トイレ・洗い場の整備・有料化など）

4.2 整備方針

4.2.1 導入する機能

課題への対応策として位置づけた各種施設については、表 4-1 に示すとおり導入を図るものとする。

表 4-1 方針別の導入する機能

方針		①今ある漁業の尊重 ②海業による新たな取組	③一般利用者の利用環境改善
導入する機能			
	ハード	・複合施設 （飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース（釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等）） ・ラボ ・魚・海藻の養殖等	・集約駐車場 ・トイレ公共施設 ・RV パーク
	ソフト	・開発前のイベント等（マルシェ等） ・クルージング ・水産加工体験	・釣りルール（釣り場所駐車場の有料化等） ・船釣りの捌く場所

4.2.2 整備の優先順位

導入する機能については、一度にすべてを整備することが難しく、また、すべての関係者が同じ機能を望んでいるわけでもないことから、現時点における導入機能の優先順位を整理する。

表 4-2 優先順位別の導入する機能

優先順位		高	中	低
導入する機能				
	ハード	・複合施設 （飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース（釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等））	・集約駐車場 ・トイレ公共施設	・RV パーク ・ラボ ・魚・海藻の養殖等
	ソフト	・開発前のイベント等（マルシェ等） ・開発後の水産加工体験等	・クルージング	・釣りルール （釣り場所駐車場の有料化等）

4.2.3 空間整備の考え方(ゾーニング)

(1) 留意事項

1) 漁業と一般利用の棲み分け

今後海業関連の施設が開業し、対象漁港内への一般利用者の進入が増加すると、既存の漁業・水産業の活動に支障をきたす可能性がある。特に水揚げ繁忙期には、大型トラックなどが行き来している。

写真 4-1 イワシ漁の水揚げ時期の岸壁の様子

また、休日には一般利用者の乗用車が対象漁港内の道路に停車し、通行の妨げになっていることがある。

対象漁港は、道路交通法の適用を受けない区域であることから、これらを解決するために、道路の使用方法について、漁港管理者、漁業協同組合が通行制限、時間規制等を行うことが可能である。写真 4-2 の事例のような対策を講じることで、漁業利用と一般利用の適切な棲み分けを図る。

写真 4-2 他漁港における漁業と一般利用の棲み分けの事例

2）周辺施設からの眺望

対象漁港の北側の隣接地には、海への眺望を特徴とする飲食施設が複数立地していることから、これらの景観を阻害しないよう配慮した施設配置を検討する必要がある。よって、導入する複合施設の建物に関しては、適切な離隔を取ってゾーニングすることとする。

3）複合施設の計画建物の規模

導入する複合施設（飲食、物販、カフェ、浜焼き、駐車場、体験・交流スペース（釣り具レンタル、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等）に関しては、一定の店舗の集積による賑わいは確保するものの、漁業との共存を前提とし、動線やゾーニングを考慮しながら、過剰な規模とならないよう配慮する必要がある。

さらに、海業への参画の可能性を高める観点からも、大店立地法の対象とならない規模である、店舗面積 1,000 ㎡未満とすることを目安として計画するものとする。

（2）ゾーニング案

前述の留意事項を踏まえ、海業で検討している導入機能に関してのゾーニング案を図 4-3 に示す。

図 4-3 対象漁港における海業整備の将来像（ゾーニング）（案）

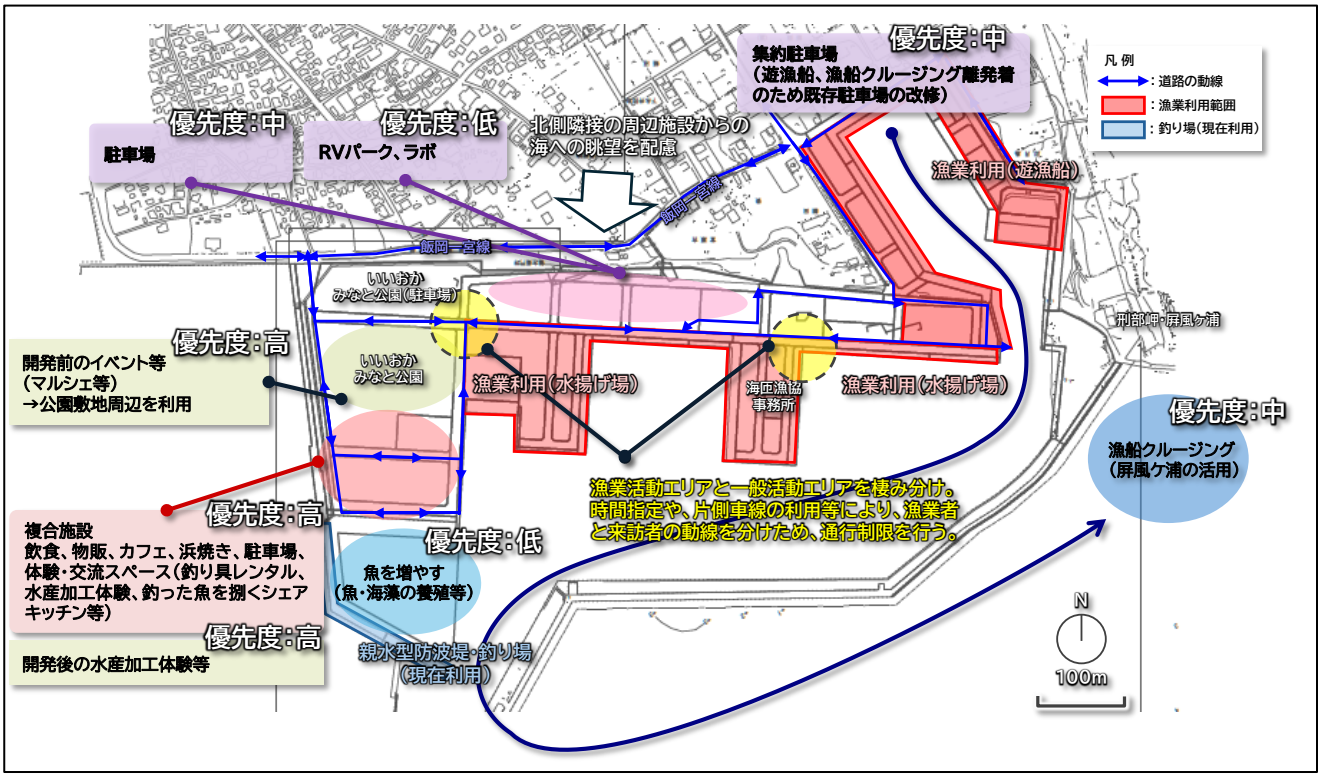

（3）複合施設の配置案について

優先度が高い複合施設については、具体的な施設の規模や配置案を設定する。事業者ヒアリング等のヒアリング結果を踏まえ、飲食店は複数店を集積させ、物販・カフェについては区画を区切らず一体的に配置する。また、体験・交流スペースは、釣り道具のレンタル、餌の販売、水産加工体験、釣った魚を捌くシェアキッチン等を設け、釣り利用者向けやその家族の利用を想定した施設とする。

なお、大店立地法における店舗面積には飲食店は算入されないため、本計画では店舗面積の対象となるカフェ（200 ㎡）・物販（660 ㎡）・体験・交流スペース（100 ㎡）を合わせた 960 ㎡～1, 000 ㎡に収まる規模とする。

表 4-3 複合施設内の各導入機能の面積内訳

用途	専有面積	階数	備考（施設規模等について）
	㎡	階	
飲食①	100	3	事業者ヒアリングより（小規模店舗）
飲食②	100	3	〃
飲食③	100	3	〃
飲食④	100	3	〃
飲食⑤	340	3	事業者ヒアリングより（中規模店舗）
物販	660	2	事業者ヒアリングより
カフェ	200	2	物販と一体的な店舗を形成
体験・交流スペース	100	1	釣り具レンタル、シェアキッチンなどの配置を想定
浜焼き	1,000	1	事業者ヒアリングより
大店立地法換算店舗面積	960	-	1,000㎡以内

大店立地法における店舗面積対象施設

1）配置案

配置案については、いいおかみなと公園南側の敷地と公園に隣接する未利用地を加えた敷地10，680 ㎡にて計画した。敷地が広く、十分な駐車台数を確保できることに加え、いいおかみなと公園と敷地が隣接することから、一体的な活用が可能となる。一方、道路を廃道とし土地利用の変更を行うため、手続きや造成工事に時間を要することとなる。

建築面積 1,860 ㎡（建ぺい率 約 17%）であり、建物の配置については眺望を踏まえ、敷地南側にレイアウトした。各階の構成にあたっては、3 階建てとし、1 階の半分はピロティ化し駐車場とする。残り半分に浜焼き店舗を配置。2 階を物販とカフェ、3 階に 5 店舗の飲食店を想定した。さらに、想定津波浸水高の 10m以上となる屋上は、津波避難ビルの指定を受け、一時避難場所として活用することを想定した。

敷地全体含めての駐車台数は、381 台（1台当たり 25 ㎡と想定）確保可能である。

表 4-4 配置案の複合施設の面積表

敷地面積		10,680㎡
建築面積		1,860㎡
容積率/建ぺい率		27% / 17%
床面積	1階	1,148㎡
	2階	880㎡
	3階	880㎡
延べ面積		2,908㎡
駐車場	建築面積外	8,820㎡
	ピロティ部	712㎡
	駐車台数（25㎡/台で算出）	381台
参考【道の駅 季楽里あさひ】		
敷地面積		15,400㎡
建築面積		1,540㎡
駐車台数		148台

図 4-4 対象漁港における海業施設・取組の配置

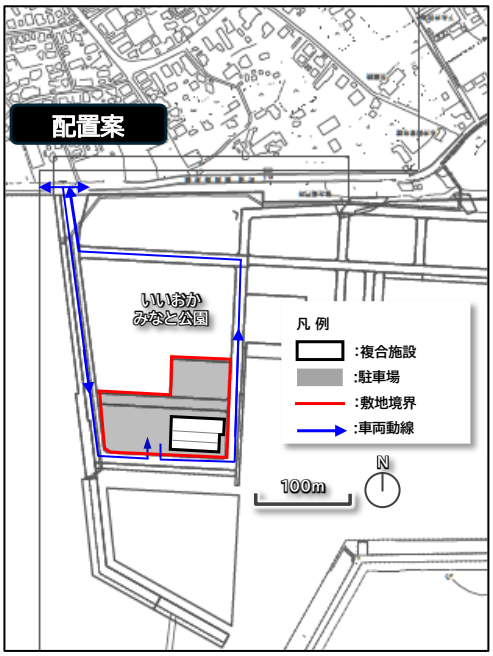

図 4-5 配置における施設詳細案(平面図)

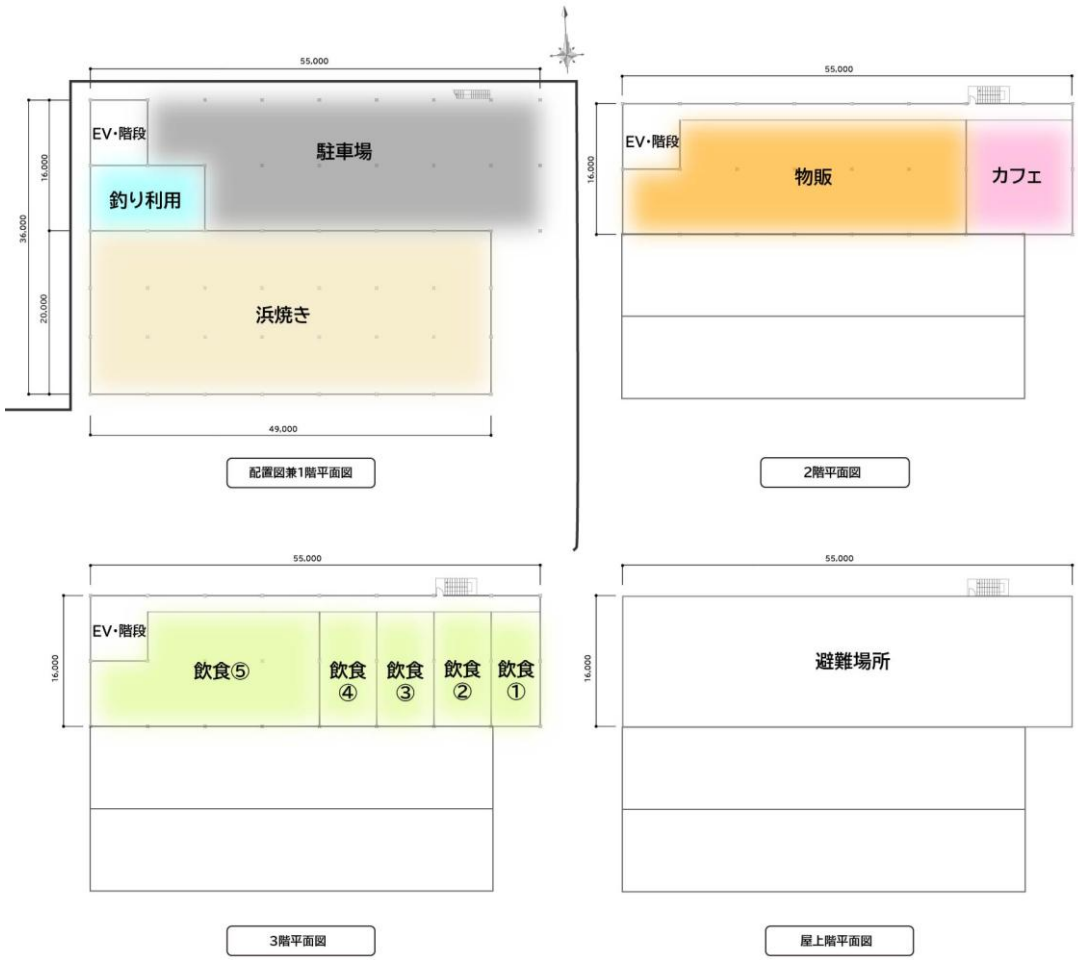

4.3 導入機能(ハード)

4.3.1 複合施設 優先度:高

(1) 事業の概要

事業者が運営する飲食、物販、カフェ、浜焼き等が一体となった複合施設において、漁業者が漁獲物を直接販売・提供できる仕組みを整備し、漁獲物の販売先の拡大および価格が下がりにくい安定した販路の確保を図る。

釣り利用者を対象とした施設については、①ファミリー連れ(初級者)、②岸壁などからのキャスティング(中・上級者)、③船釣り(中・上級者)のあらゆる利用層をターゲットとし、釣り道具のレンタルから餌の販売、さらに水産加工体験や釣った魚を捌くことが可能なシェアキッチンの機能を想定する。

表 4-6 に示す、事例を参考に本計画での複合施設の客単価や年間来場者数や売上を整理した。

表 4-5(1) 複合施設における事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案①	高浜漁港 UMIKARA	道の駅天草市イルカセンター
機能	飲食、物販、カフェ、 浜焼き、体験・交流スペース、駐車場	物販、飲食、イベント	物販、飲食、イルカウオッチング受付、観光案内、 研修室、展望デッキ
所在地	千葉県旭市	福井県大飯郡高浜町	熊本県天草市
工事費	–	720百万円(@1,497千円/坪)	840百万円(@1,262千円/坪)
財源(補助事業等)	–	不明 整備事業全体で24.8億円(国30%、県10%、高浜町40%、漁協20%)	地方創生拠点整備交付金(1/2)
建築年(築年数)	–	2020年(5年)	2019年(6年)
建物構造	3階建	RC造/2階建	不明/2階建
敷地面積	6,600㎡	1,865㎡	1,540㎡
延床面積	2,865㎡	1,590㎡	2,200㎡
店舗面積 (延床面積×0.7)	2,006㎡	1,113㎡	1,540㎡
駐車場	218台	—	普通車:20台 大型車:4(身障者用3)台
客単価	1,200円	410円	1,270円
年間来場者数	100千人	650千人(R5)	134千人(R4)
売上	120百万円	264百万円(R5)	170百万円(R4)
時期・稼働日	-	定休日:年末年始 物販:9:00~19:30 食堂:10:00~15:30 18:00~22:00 テラス:10:00~16:30 (5月~9月の土・日・祝前日のみ営業)	定休日12/31~1/1 9:00~18:00 (レストラン:11:00~15:00)
イメージ(外観)	-		
イメージ(内観)	-		

表 4-6(2) 複合施設における事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案①	新鮮市場 浜のうたせ	道の駅 季楽里あさひ
機能	飲食、物販、カフェ、 浜焼き、体験・交流スペース、駐車場	飲食、物販、バーベキュー	飲食、物販、イベント利用スペース、情報発信スペース
所在地	千葉県旭市	和歌山県有田市	千葉県旭市
工事費	–	440百万円(@1,120千円/坪)	–
財源(補助事業等)	–	農山漁村振興交付金(1/2)	–
建築年(築年数)	–	2020年(5年)	2015年(10年)
建物構造	3階建	木造/平屋建	鉄骨造/平屋建
積	6,600㎡	1,540㎡	15,400㎡
積	2,865㎡	1,300㎡	1,540㎡
店舗面積 (延床面積×0.7)	2,006㎡	910㎡	1,078㎡
駐車場	218台	139台	大型:10台 普通車:148(身障者用3)台
客単価	1,200円	2,270円	770円
年間来場者数	100千人	260千人(R5)	1,300千人(ヒアリング)
売上	120百万円	591百万円(R5)	1,053百万円(R6)
時期・稼働日	-	水曜定休日 9:00～18:00	定休日:元旦 9:00～18:00
イメージ(外観)	-		
イメージ(内観)	-	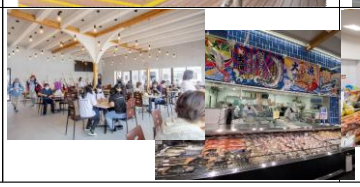	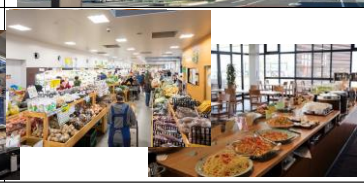

(2) 実施主体(案)

民間事業者の参画を想定。

ただし、公共機能部分(一時避難場所や階段、トイレ等)にかかる費用や管理体制については、今後も継続的に検討する。

（3）実施体制（案）

民間事業者が運営実施主体を担うことを想定する。

図 4-6 複合施設の運営実施体制のイメージ

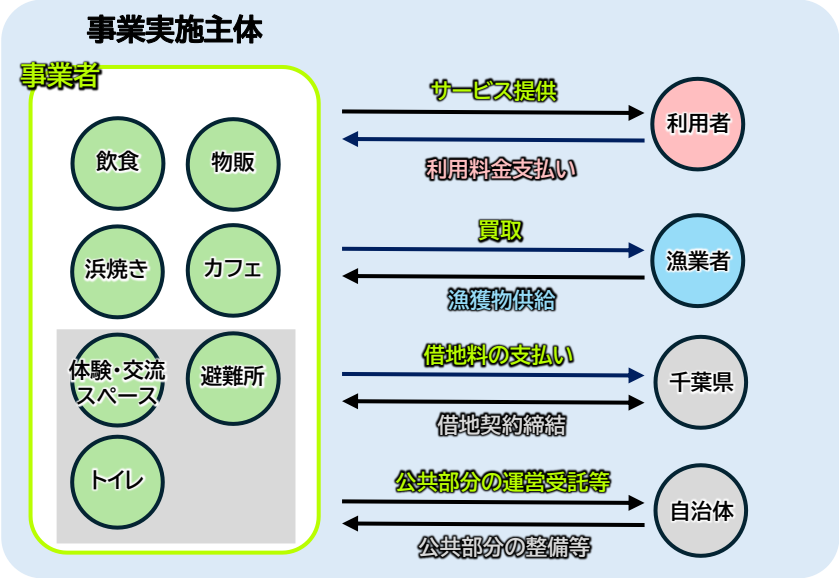

4.4 導入機能(ソフト)

4.4.1 開発前のイベント等(マルシェ等) 優先度:高

(1) 事業の概要

ハード面の事業に先立ち、まずは多くの人に対象漁港へ足を運んでもらうことを目的として、開発前にマルシェ等の小規模なイベントを段階的に実施する。地元産品の販売や初心者向けの釣り体験、参加型の漁港クリーン活動などを組み合わせ、気軽に楽しめる機会をつくることで、地域とのつながりや漁港のにぎわいの芽を育てる。

表 4-6 イベント等(マルシェ等)における事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案	宮城県名取市 ゆりあげ港朝市	和歌山県 那智勝浦市 マルシェ	東京都練馬区 区役所マルシェ
機能	朝市	朝市	仮想商店街マーケット	マルシェ
所在地	千葉県旭市	宮城県名取市	和歌山県 那智勝浦市 勝浦漁港	東京都練馬区(区役所1階)
登録・出店店舗数	10～20店舗	約50店舗	約90店舗	不明
開催日	年に4回	毎週日曜日・祝日	年に2回	毎月2～3回程度
営業時間	10:00～15:00	6:00～13:00	10:00～20:00(変更あり)	10:00～14:00
年間来場者数	–	38万7千人/年(2016年)	約1万人/2日間	不明
イメージ	–			

(2) 実施主体(案)

協議会にて主催するほか、既存事業の実施主体と連携して実施することが考えられる。

4.4.2 体験・交流スペース 優先度：高

（1）事業の概要

複合施設内に釣り利用者を対象とした施設の配置を想定する。①ファミリー連れ（初級者）、②岸壁などからのキャスティング（中・上級者）、③船釣り（中・上級者）のあらゆる利用層をターゲットに釣り道具のレンタルから餌の販売、さらに水産加工体験や釣った魚を捌くことが可能なシェアキッチンの機能を想定する。

表 4-7 水産加工体験における事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案	香美町立 ジオパーク 水産加工実習室	富山県氷見市 氷見おさかな体験
機能	水産加工体験	水産加工体験	水産加工体験
所在地	千葉県旭市	兵庫県美方香美町	富山県氷見市
延床面積	100㎡	約70～100㎡ （施設マップ及びGoogleマップより算出）	約180㎡（施設全体）
体験内容	イワシの丸干し等	・焼きちくわづくり ・イカの一夜干し（現在休止中）	・イワシの手開きとサクラ干し作り体験
定員数/1回	－	50人（最低人数10人）	不明
料金	1人：2,000円（お土産付き）	【実習室使用料金】 高校生以上：310円 中学生以下：210円 自然学校（引率含む）：無料 【その他料金】 ・魚類乾燥機使用料（1団体）：1,030円 ・ちくわ焼き機使用料（1団体）：50人以下 310円、51～65人 410円、66～80人 510円、81人以上 620円	1人：2,000円（お土産付き）
所要時間	3時間	不明	約1時間
時期・稼働日	平日のみ	不明	平日のみ
イメージ			

表 4-8 釣った魚を捌く場所（シェアキッチン）における事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案	富山県射水市 minato kitchien	東京都 1棟貸キッチン＋多目的スタジオ
機能	シェアキッチン	シェアキッチン	シェアキッチン・多目的スタジオ
所在地	千葉県旭市	富山県射水市	東京都新宿区
利用可能人数	15人	16人	40人（着席25名可能）
利用料金	1,500円/時	1,650円/時	【シェアキッチン利用のみ】 平日：4,000円/時 休日：4,600円/時
設備	ガスコンロ（3口）…1台 製氷機（45ℓ）…1台 テーブル型冷蔵ショーケース…1台 コールドテーブル…2台 1槽シンク…2台 各種グラス・食器	スチームコンベクションオーブン…1台 フライヤー（ガス）…1台 ガスコンロ（3口）…1台 製氷機（45ℓ）…1台 テーブル型冷蔵ショーケース…1台 真空包装機…1台 コールドテーブル…2台 食器洗浄機…1台 1槽シンク…2台 各種グラス・食器	調理器具 電子レンジ 冷蔵庫 鍋 1槽シンク（2台） その他調理器具
備考		自らイベントを行えるワークショップキッチンも併設	キッチンのみの利用も可能
イメージ（内観）	-		

（2）実施主体（案）

民間事業者の参画を想定。

ただし、公共機能も担うため、費用や管理体制については、今後も継続的に検討する。

（3）実施体制（案）

民間事業者が運営実施主体を担うことを想定する。

図 4-7 体験・交流スペースの運営実施体制のイメージ

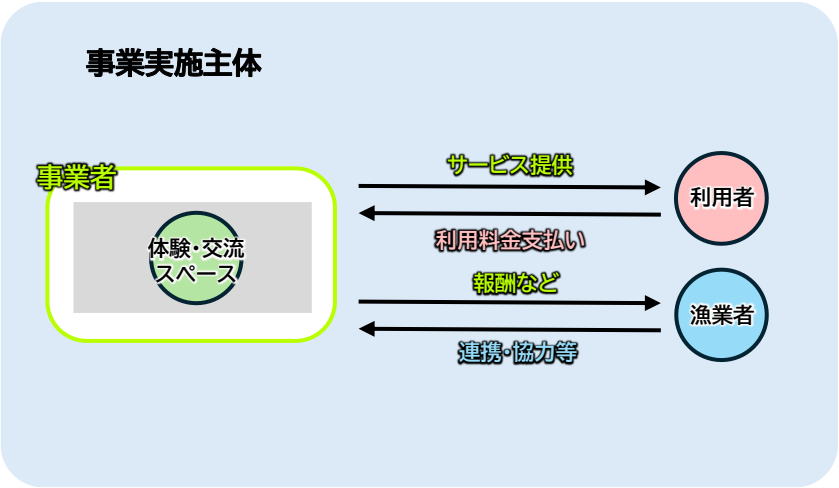

4.4.3 クルージング　優先度：中

（1）事業の概要

海上から地域の魅力を体感できるクルージングプログラムの提供を想定する。幅広い利用者をターゲットに、漁船や遊漁船を活用した屏風ケ浦周遊コースを設定し、迫力ある断崖景観を海側から楽しめる体験機能を想定する。

図 4-8 クルージング旋廻エリア（案）

表 4-9 クルージングにおける事例と検討した案

項目	飯岡漁港での案	千葉県銚子市 屏風ケ浦（国指定天然記念物） サンセットクルーズ	鳥取県岩美町 島めぐり遊覧船 「小型船」冒険クルージング	東尋坊観光遊覧船
機能	クルージング	クルージング	漁船クルージング	遊覧船
所在地	千葉県旭市	千葉県銚子市	鳥取県岩美郡	福井県坂井市
運行期間	4～10月	土日祝日	4月下旬～ 10月中旬	定休日：毎週水曜日 2月～12月 （12月29日～1月31日 運休）
運行時間	10:00～15:00 全6回	9:30～15:30（1時間毎に出向）全7回	9:00～15:00（1時間毎に出向）全7回	通常時：9:00～16:00 冬期：9:00～15:00
定員	10人/2隻	40人/1隻	12人/3隻	69名×4隻
周遊時間	約40分/回	1時間/回	約50分/回	約30分/1周
料金	大人：2,500円前後 小人：1,500円前後 幼児：無料	大人（中学生以上）3,000円 小人（小学生）2,000円 幼児無料（大人1名につき1名まで）	大人（中学生以上）2,500円 小人（4歳以上）1,800円 幼児（4歳未満）無料（座席無し）	大人（中学生以上）1,800円 小人（4歳以上）900円 未就学児は大人の人数分無料
イメージ	―			

（2）実施主体（案）

漁業協同組合または釣船組合などが運営することを想定する。詳細については今後検討が必要である。

（3）実施体制（案）

漁業協同組合等が運営実施主体を担うことを想定する。

図 4-9 クルージングの運営実施体制のイメージ

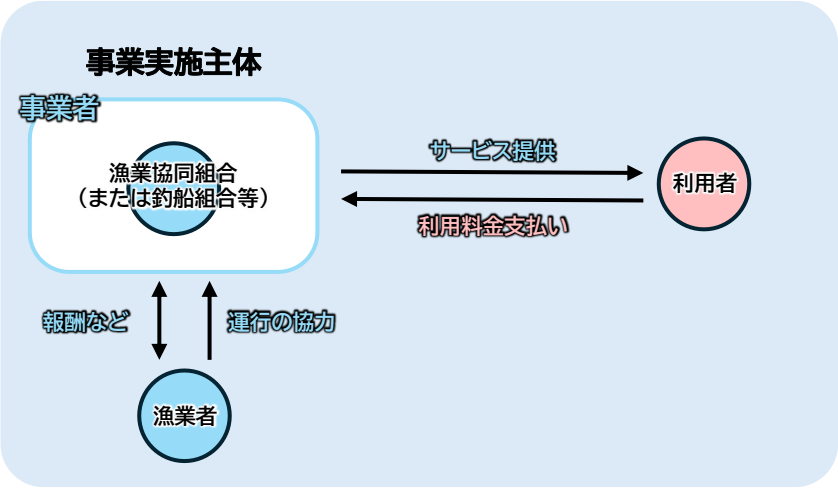

第5章　実施に向けたスケジュール

5.1　海業推進事業における想定スケジュール

対象漁港における海業推進事業に係る今後のスケジュールを図 5-1 に示す。なお、漁業者をはじめとする関係者との調整状況等によって整備時期等が変更となる可能性がある。

図 5-1　想定スケジュール

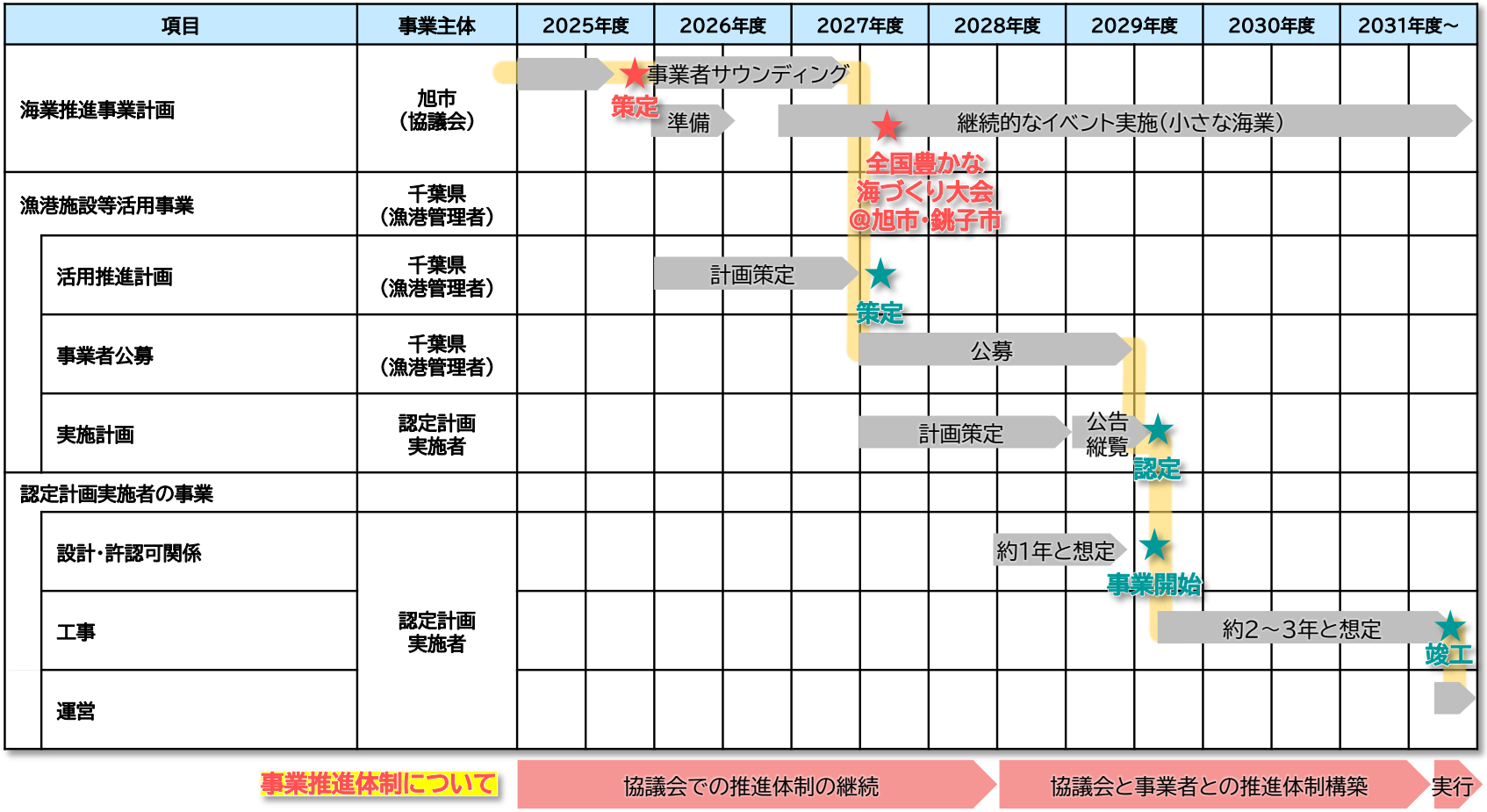

第6章　実施に向けた推進体制

6.1　公民での連携した体制づくりを行うにあたって

本計画の推進に当たっては、旭市を主体として協議会を立ち上げて旭市、千葉県、大学、漁業者、地元商工会、地域住民（市民代表）ら様々な関係者が、課題や情報の共有を行い、様々な視点から、対象漁港での海業をより魅力あるものにするための協議を行う。

表 6-1　旭市海業推進地域協議会名簿（2026 年 3 月 17 日現在）

No.	役職名	所属	職名	氏名
1	会長	千葉工業大学	教授（学識経験者）	鎌田 元弘
2	副会長	海匝漁業協同組合	代表理事組合長	伊藤 勝康
3	委員	海匝漁業協同組合	副組合長	遠藤 勝信
4		海匝漁業協同組合	参事	長谷川 正志
5		海匝漁業協同組合（旋網船団）	船団長	實川 重利
6		海匝漁業協同組合（旋網船団）	－	芳野 清貴
7		海匝漁業協同組合（しらうお船団）	船団長	林 和彦
8		海匝漁業協同組合（しらうお船団）	－	伊藤 友門
9		海匝漁業協同組合（刺網船団）	船団長	大椛 孝一
10		海匝漁業協同組合（刺網船団）	会計	伊藤 進
11		海匝漁業協同組合（貝捲船団）	船団長	伊藤 善久
12		海匝漁業協同組合（貝捲青年部）	部長	椎名 潤一
13		海匝漁業協同組合（ライフガードレディース）	－	近藤 美喜
14		海匝漁業協同組合（遊漁船組合）	組合長	梅花 武幸
15		飯岡釣船組合	会長	実川 浩司
16		飯岡釣船組合	副会長	佐藤 純基
17		旭水産加工業協同組合	代表理事組合長	伊藤 克幸
18		旭市商工会	会長	平野 陽一
19		旭市商工会（女性部）	部長	飯島 菊枝
20		旭市観光物産協会（飯岡支部）	支部長	宮内 保
21		飯岡地域市民代表（飯岡地域区長会）	令和6年度会長	加瀬 正彦
22		旭市民代表（いいおか潮騒ホテル）	総務部長（公募委員）	斉藤 珠紀
23		旭市民代表（有限会社土屋水産）	代表取締役（公募委員）	土屋 直美
24		千葉県議会	県議会議員	高橋 秀典
25		旭市議会	市議会議員	島田 恒
26		千葉県銚子水産事務所	所長	末永 望
27		千葉県銚子漁港事務所	所長	土屋 健夫
28		千葉県漁業協同組合連合会	専務理事	髙梨 義宏
29		旭市企画政策課	課長	榎澤 茂
30		旭市商工観光課	課長	金杉 高春
31		旭市農水産課	課長	伊藤 弘行

6.2 推進体制案について

6.2.1 推進体制の方針案

海業を推進するにあたっては、今後、漁港施設等活用事業に基づく「活用推進計画」を策定する必要がある。漁港管理者が主体となって策定し、その後、事業者の公募を行い、事業申請者が策定する事業計画などを踏まえ、事業者の認定を行い、事業を開始する流れとなる。

また、本市ではこれまで「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」をはじめ、公民が丁寧に対話と協働を重ねながら事業を進めてきた実績がある。こうした公民連携の積み上げは、市内関係者の信頼関係や共創の姿勢を育んできており、海業の推進においても、丁寧な合意形成と明確なビジョン設定のもと、多様な主体が連携して推進体制を構築できるという大きな強みとなる。

これは他地域には容易に見られない、旭市ならではの固有の資源であり、この土壌があるからこそ、海業における新たな公民連携モデルの創出や、持続的な事業展開に向けた協働体制を描くことが可能となると考える。

また、「みらいあさひ協議会」との連携も視野に入れながら、地域全体で海業の価値を高めていくことを想定する。

6.2.2 生涯活躍のまち・あさひ形成事業の「おひさまテラス」が供用されるまで

本市では「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」において、公民連携による整備が進められた。このプロジェクトは、民間や地域団体のアイデアや意見を柔軟に取り入れる機会を設けるために、「旭市にしかない・旭市ならではの”魅力とライフスタイル”の創出・提供」をコンセプトに事業者を選定し、基本協定を締結したうえで、事業計画に基づいて、大型商業施設、特別養護老人ホーム、おひさまテラスが整備されている。

おひさまテラスは、民間事業者が整備した大型商業施設の一部を旭市が借り上げ、公の施設として設置している。多世代交流施設として、地域住民が本を読んだり、ご飯を食べたり、料理やモノづくりを楽しんだり、子供が遊んだり、ダンスや音楽・仕事に打ち込むことができる様々なスペースが提供されている。また、事業推進組織として、民間事業者が中心となって「一般社団法人みらいあさひ」、「みらいあさひ協議会」を組成し、みらいあさひエリアを起点にした地域活性化等に取り組むため、民間や地域団体のアイデアや意見を柔軟に取り入れる機会を設けている。

写真 6-1 おひさまテラス

6.2.3 生涯活躍のまち・あさひ形成事業における推進体制

「生涯活躍のまち・みらいあさひ」のまちづくりを契機として、まちをつくって終わりとはせず、責任を持って持続させていくため、まちづくり組織として、2022年に民間事業者により「一般社団法人みらいあさひ」が設立された。

また、地域団体や各分野の専門家、市民が分野横断的に協議・連携しながら、まちの再生や活性化、将来にわたる豊かな暮らしづくりに取り組むことを目的に、協力連携組織として、同年に「みらいあさひ協議会」が設立された。

みらいあさひ協議会は、民間事業者や地域住民が主体的に参画するプラットフォームとして機能しており、課題の共有からアイデア創出、プロジェクトの具体化までを一体的に進めている。一般社団法人は、この協議会の議論や企画を実行段階につなげる役割を担う組織として、みらいあさひを拠点に、体験イベントや交流事業、実証的な取組などを継続的に展開している。これらのプロジェクトはみらいあさひ協議会の中から生まれ、地域や事業者と連携しながら実行されており、公民連携によるまちづくりの実践の場として機能している。

現在は、旭市中心市街地を含めたみらいあさひエリアビジョンを策定し、中心市街地の再生に向けて新たな取組を進めている。

図 6-1 生涯活躍のまち・あさひ形成事業における推進体制図

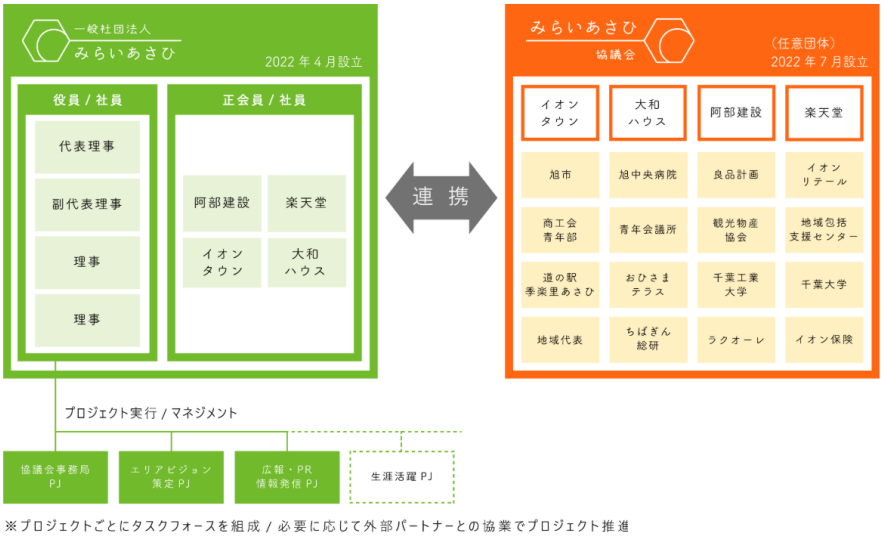

図 6-2 みらいあさひ協議会が催すイベント等

6.2.4 推進体制案(着工後の運営)

ビジョンの実現に向け、漁業者・地域・企業が連携し、関係者の利益が持続的に循環する海業の推進を図る。あわせて、意見交換や共創が生まれやすい場を整備し、漁業者が誇りを持てる地域を育む事業体制を構築する。また、イベントの企画・運営や参画の取組が協議会を起点として創出され、水産業の振興を継続的にバックアップできる仕組みを事業体制として確立していくことが望ましいと考える。
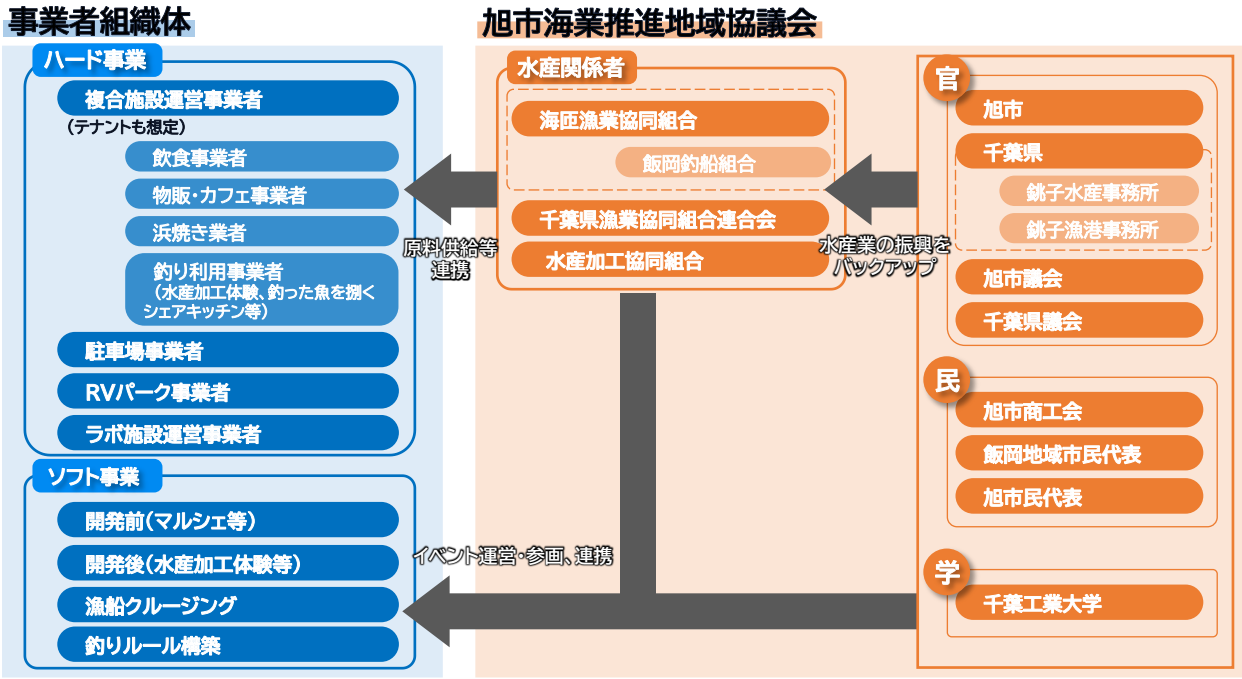
図 6-3 飯岡漁港における海業実施のための推進体制(着工後の運営)